

国際公会計基準審議会（IPSASB）会議報告

2025 年 6 月 10 日～13 日 カナダ・トロント会議

IPSASB テクニカル・アドバイザー 公認会計士 露谷 竹生

本報告記事の目次と決定事項の概略

番号	議題（リンク）	会議前までの状況	今回会議での討議・決定事項	頁
1	全般的事項	—	2025 年 3 月と 4 月の議事録を承認した。	3
2	事務局長による作業計画報告	—	—	3
3	測定－適用フェーズ	ED 第 90 号に寄せられたコメントに基づいて論点を検討した。	最終文書を承認した。IPSAS 第 31 号に関する分析は分けて継続する。	5
4	有形天然資源	ED 第 92 号に寄せられたコメントに基づいて論点を検討した。	基準書の位置付け、用語定義等の論点を検討した。	9
5	気候関連開示	SRS ED 第 1 号に寄せられたコメントに基づいて論点を検討した。	基準書の数、自身の業務、全般的な要求事項、重要性等の論点を検討した。	16
6	作業計画コンサルテーション	プロジェクト候補と CP の構成について検討した。	CP 草稿の本文と付録をレビューした。	24
7	重要性の判断の行使（研修会）	—	—	26
8	IPSASB 適用グループ	IAG の活動を開始し、「IPSAS の改善」の一部の論点を検討した。	—	28
9	IPSAS の改善	金融商品に関連する六つの IPSAS 改善案を検討した。	四つの IASB 文書を検討した。	29
10	IPSAS 第 33 号－限定的な改訂	ED 第 91 号に寄せられたコメントをレビューした。	残る論点を検討し、簡潔な草稿レビューを行った。	30
11	財務諸表の表示	CP 草稿の作成に向け、全般的な事項と、財政状態計算書、財務業績計算書に関する論点を検討した。	財務業績計算書に関する論点と CP 草稿の第 4 章を検討した。	32
—	参考情報その 1 - 現中計期間（2024～2028 年）に公表済みの基準書等（原文と日本語解説記事） - IPSAS と日本の政府会計の比較研究 - 基準書の日本語訳 - コンサルテーション文書・公開草案と、その解説記事、提出コメントレター			38

IPSASB 2025 年 6 月会議報告記事

番号	議題（リンク）	会議前までの状況	今回会議での討議・決定事項	頁
	- 過去の IPSASB 会議の報告記事 - IPSASB のボードメンバー 一覧			
－	参考情報その 2 各プロジェクトの前回会議までの報告記事まとめ			42

(略称) IPSAS (International Public Sector Accounting Standard) : 国際公会計基準

RPG (Recommended Practice Guideline) : 推奨実務ガイドライン

IFRS (International Financial Reporting Standard) : 国際財務報告基準

ED (Exposure Draft) : 公開草案

CP (Consultation Paper) : コンサルテーション・ペーパー

(注)

本稿は、IPSASB の 2025 年 6 月会議アジェンダ・ペーパー（議題文書）の番号順（上表「番号」）に並べている。「会計・監査ジャーナル」2025 年 10 月号の掲載記事とは構成が異なる場合がある。

個々の議題について、IPSASB としての決定事項と、事務局への指示事項を、それぞれ枠内に表記している。決定事項と指示事項は、次回以降の会議のアジェンダ・ペーパーの冒頭に、審議の履歴として表記される。

IPSASB 会議のアジェンダ・ペーパー及び投影された資料は、IPSASB のウェブサイト

(<https://www.ipsasb.org/meetings>) から入手できる。詳しくは各資料を参照されたい。また、本稿末尾の「[参考情報その 1](#)」に、IPSASB 関連の公表文書、解説記事、翻訳等へのリンク、ボードメンバー一覧等の情報を、「[参考情報その 2](#)」に、今回の議題に関係する過去の報告記事を、それぞれまとめているので参照されたい。

1. 全般的事項

2025 年 6 月の IPSASB 会議は、2025 年 6 月 10 日～13 日に、カナダのトロントにて開催された¹。参加者は、18 名中 16 名のボードメンバー（以下、メンバー）、テクニカル・アドバイザー（以下、TA）、招待オブザーバー及びスタッフを合わせて 50 名であった。

欠席した 2 名は、Hervé-Adrien（フランス）と Nor Yati Ahmad（マレーシア）。

今回の IPSASB 会議では、以下の公表文書が承認された。

承認	IPSAS 第 46 号「測定」の適用による IPSAS の修正	本稿 3. を参照
----	----------------------------------	-----------

本稿は会議の議題と決定事項の報告であり、上記文書の詳細は解説していない。公表後に解説記事を別途掲載するのでそちらを参照されたい。

Ian Carruthers 議長による挨拶の後、全般的な事項について承認と報告が行われた。

- 新しい IPSASB スタッフ（Berit Adam、Emma Tran）の紹介。
- 2025 年 3 月会議と 4 月会議の議事録案（非公開）について、異論なく承認した。
- 6 月 9 日に行われた IPSASB 諮問助言グループ（以下、CAG）会議について、CAG 議長から簡単な報告があった。
- IPSAS と IFRS との整合性ダッシュボードは、変更なし。
- IPSAS と GFS との整合性ダッシュボードは、GFS に関する IPSAS 第 22 号の改訂プロジェクトが進行中だが特に記載に変更はなし。

2. 事務局長による作業計画報告

(1) 事務局長からの連絡事項（会議初日）

- アウトリーチ活動の実施報告（先住民グループ、アフリカ会計士会議）
- 2025 年 12 月のニューヨーク会議の開催場所
- 12 月の CAG 会議は完全バーチャル開催になる
- 6 月後半にギリシャのアテネで CIGAR の会議が予定されており、IPSASB のアカデミック・グループによるフォーラムも行われる
- 9 月にポルトガルで開催される公的部門基準設定主体フォーラムのスケジュール案内

議長による説明の後、メンバーからは、会議最終日に適用後レビュー（PIR）の予定について議論したいとの発言があった。

(2) 事務局長からの連絡事項（会議最終日）

- 今回の会議で承認された文書
最終文書 「IPSAS 第 46 号「測定」の適用による IPSAS の修正」

¹ 会議の動画は YouTube で公開され、無償で視聴できる予定とのこと（2025 年 9 月 9 日現在、未公開）。

- 次回は 2025 年 7 月 24 日のオンライン会議
議題は、気候関連開示、有形天然資源、作業計画コンサルテーションの三つを予定
- 作業計画の変更が多数あり
 - 気候関連開示のプロジェクト（以下、PJ）を二つに分割する。「自身の業務」は 2025 年 12 月、「政策プログラム（PPP）」は 2026 年 12 月に最終文書を承認する。ただし、政策プログラムについては、作業計画中間コンサルテーションの結果によって変更の可能性あり。
 - 「IPSAS 第 33 号の改訂」PJ は、最終文書の承認を 2025 年 9 月に延期。
 - 「財務諸表の表示」PJ は、コンサルテーション・ペーパー（以下、CP）の承認を 2025 年 9 月から 2026 年 3 月に延期。
 - 範囲を限定した新規 PJ として「現在操業価値の IPSAS 第 31 号「無形資産」への適用」を追加。2026 年 6 月に公開草案（以下、ED）を承認予定。
 - 「重要性の判断の行使」PJ は、フェーズ 1 最終文書と、フェーズ 2 ED の承認を 2025 年 9 月から 2026 年 3 月に延期。
 - 「IPSAS の改善 2025」PJ は、ED の承認を 2025 年 9 月から 2026 年 3 月に延期。

(3) プロジェクトの進捗等（2024 年～2028 年の現中期計画期間）：2025 年 6 月 30 日時点

最終文書の承認予定が早い順に掲載。

濃い灰色：プロジェクト完了又は公開終了

灰色：承認済かつ公表前。又は承認済かつコメントレター募集期間中

無色：承認前

プロジェクト	CP 承認	ED 承認	最終文書	
			承認	公表
IPSAS の改善 2023	—	2023/10 ED85	2024/03	2024/04
戦略及び作業計画 次期中期計画の策定	2023/09	—	2024/09	2024/10
リース・フェーズ 2 公的部門特有のリースに関する規定の追加	2020/12 (RFI)	2022/12 ED84 2024/03 ED88	2024/06	2024/10
鉱山関連のガイダンス（天然資源） IFRS 第 6 号に対応する IPSAS を開発	2022/03	2023/12 ED86	2024/09	2024/11 IPSAS50
IFRIC 第 20 号に対応する適用指針を開発		2023/12 ED87	2024/09	2024/11
IFRIC アラインメントー狭い範囲の修正 IFRIC 解釈指針の取り込み	—	2024/03 ED89	2024/12	2025/01
測定・フェーズ 2 現在操業価値の各基準書への適用	—	2024/06 ED90	2025/06	

プロジェクト	CP 承認	ED 承認	最終文書	
			承認	公表
IPSAS 第 33 号（初度適用）の改訂 トピック別に内容を整理し使いやすくする	—	2024/06 ED91	2025/09	
天然資源 天然資源の認識・測定・表示の基準書	2022/03	2024/09 ED92	2025/12	
気候関連開示（自身の業務） IFRS-S2 を公的部門用に修正	2022/03	2024/09 ED SRS 1	2025/12	
気候関連開示（政策プログラム） 公的部門の主体特有の開示規定			2026/12	
重要性の判断の行使（フェーズ 1） 重要性の定義の一貫性を確保する	—	2025/03 ED93	2026/03	
IPSAS と GFS の関係強化 GFSM2014 との整合性を改善する		2025/09	2026/03	
作業計画中間コンサルテーション IPSASB の作業計画に関する意見を求める	2025/09	—	2026/06	
IPSAS の改善 2025 IASB の改訂等を IPSAS に取り込む	—	2026/03	未定	
財務諸表の表示 IASB の進展等を検討	2026/03	未定	未定	

本稿後半の「[参考情報その 1](#)」に IPSASB 関連の記事、翻訳等へのリンクをまとめているので、必要に応じて参照されたい。

3. 測定一適用フェーズ（アジェンダ 3）

(1) プロジェクトの説明と、これまでの進展

① プロジェクトの目的等

本プロジェクトは測定プロジェクトのフェーズ 2 である。フェーズ 1 は、IPSAS 全体に共通する 4 種類の測定基礎に関するガイダンスを定めることを目的とし、2023 年 5 月に IPSAS 第 46 号「測定」を公表して完了した。続くフェーズ 2 は、各 IPSAS の測定に関する規定に、IPSAS 第 46 号が定めた現在操業価値（以下、COV）の測定基礎が適用可能かどうかを評価することを目的としている。フェーズ 1 では、IPSAS 第 45 号「有形固定資産」についてのみ当該評価を行っており、フェーズ 2 では、その他の IPSAS が検討対象となる。

② これまでの進展

2022 年 12 月の会議で、2023 年 6 月会議からフェーズ 2 の検討を行うことが事務局長から提案された。その後、予定よりも早く 2023 年 3 月会議から検討を開始し、2024 年 6 月会議で ED

第 90 号「IPSAS 第 46 号「測定」の適用による IPSAS の修正」²を承認し、2024 年 8 月に公表した。ED 第 90 号の開発過程の詳細については、[2024 年 6 月会議の報告記事](#)を参照されたい。2025 年 3 月会議で、ED 第 90 号に寄せられたコメントレーターの初回検討を行った。2025 年 3 月会議の詳細については、本記事の「[参考情報その 2](#)」を参照されたい。今回は、残る論点の検討と、最終文書の承認を予定している。

(2) SMC 1－現在操業価値の IPSAS 第 31 号「無形資産」に対する適用可能性 (3.2.1)

IPSAS 第 31 号「無形資産」は、無形資産の測定を次のように定めている。

当初測定	(原則) 原価で測定 (例外) 非交換取引で取得した場合は、公正価値で測定
事後測定	会計方針の選択：歴史的原価モデルと現在価値モデルの二つから選択 歴史的原価モデルを選択 → 歴史的原価で測定 現在価値モデルを選択 → 公正価値で測定

ED 第 90 号は、当初測定の例外の場合（非交換取引で取得した場合）に、COV が適切な測定基礎であること、及び、事後測定で現在価値モデルを選択した場合の測定基礎として COV を追加することを提案していた。

しかし、ED 第 90 号の提案には多くの回答者が懸念を示しており、代替的見解（反対意見）に賛同する意見も多かった。主な反対理由は次のとおり。

- ED 第 90 号は公的部門の主体が操業能力のために無形資産を保有し、当該資産に活発な市場が存在しない場合には、「活発な市場を参照して見積もりを行う」ことを求めている。その結果、無形資産の事後測定に当たり、コスト・アプローチを用いて COV を見積ることになるが、その見積りの「信頼性」と「表現の忠実性」は疑わしい。
- IASB は現在、IAS 第 38 号「無形資産」に関する包括的なプロジェクトを行っている。当該プロジェクトが完了して IPSAS 第 31 号に及ぼす影響が明らかになるのは 2026 年の下半期以降になるので、それまで COV の適用に関する分析を待った方が良い。

上記の懸念を考慮し、事務局は、IPSAS 第 31 号に対する COV の適用に関する検討を本プロジェクトから分離して、新規プロジェクト候補である「IPSAS 第 31 号に対する範囲を限定した改訂プロジェクト」において行うことを提案した。

メンバーからの主なコメントは以下のとおり。

- 無形資産については IASB に先んじて検討する必要があるので、何が論点なのかを明確にしてほしい。アジェンダ・ペーパーには分離後のプロジェクトが事前コミットされたプロジェクトである旨が記載されているが、あくまでプロジェクト候補の一つに過ぎないので、何が事前にコミットされているのかを明確にしてほしい。→（事務局）作業計画に含まれており、引き続き関係者から強く支持されているという意味である。

² 解説記事あり。 [【IPSASB】国際公会計基準審議会（IPSASB）公開草案第 90 号「IPSAS 第 46 号「測定」の適用による IPSAS の修正」の解説](#)

- ED 第 90 号は IPSAS 第 31 号にも COV が適用される前提で作られていた。今回のプロジェクト分割の決定を受けて、ED 第 90 号において IPSAS 第 31 号に言及している他のパラグラフも確認する必要がある。

メンバーの意見は事務局提案に賛同するものだったので、IPSAS 第 31 号への COV の適用については本プロジェクトから分割して検討を進めることが決定した。IPSAS 第 31 号以外の部分は引き続き計画どおりに最終文書化の作業を進める。以後は、最終文書の公表に向けて校正チームに作業を引き継ぐことになる。

決定事項	IPSAS 第 31 号の修正に関してはコメントが賛否両論に分かれていたので、分析を深めることが必要である。よって、今回承認する最終文書からは削除する。
事務局への指示	IPSAS 第 31 号に現在操業価値を導入することに関して受け取ったコメントレターの分析を継続する。今回の会議で承認する最終文書とは分けて分析を行う。

(3) ED 第 90 号に寄せられたその他のコメント (3.2.2)

ED 第 90 号の SMC に当てはまらないコメントレターに関する対応案の検討を行った。

- IPSAS 第 3 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」の第 40 項及び IPSAS 第 1 号「財務諸表の表示」の第 132 項(a)を修正して、現在価値モデルの中で測定基礎を変更した場合は「見積りの変更」になる旨を説明する。
メンバーからの主なコメントは以下のとおり。
 - この修正案は、COV や公正価値に関する開示の要求事項と、必ずしも整合していないように思われる。測定モデルではなく、資産の保有目的に基づいて情報開示を行うべきである。
 - 単数形で測定モデルが記述されているが、単一の測定モデルなのか、複数使用できるのかという疑問がある。BC21 項については、遡及適用を回避するために測定基礎を変更した場合でも会計上の見積りの変更として扱うことができるように捉えられる懸念があるので、削除するか修正すべき。
 -
- IPSAS 第 12 号「棚卸資産」第 15 項は、棚卸資産を原価と正味実現可能価額のいずれか低い方で事後測定することを定めている。ED 第 90 号は、無償で配布等するための棚卸資産の事後測定に COV を導入することを提案している。この違いについて、販売目的の一般的な棚卸資産には上記の第 15 項の原則が適用され、その場合に使用される正味実現可能価額は現在価値モデルの枠内の測定基礎ではないこと、したがって現在価値測定の開示対象にもならないことを「結論の根拠」で説明する。
メンバーからの主なコメントは以下のとおり。

- ED 第 90 号の提案内容を修正する必要はない。しかし、コメントレターへの対応として、既にこの点については開示が求められている点を結論の根拠（BC）で説明するべきである。
- みなし原価に関連する現在価値測定基礎の選択に関する説明を、IPSAS 第 46 号の適用ガイダンス B 4 項を追加修正して示す。→メンバーからはコメントはなかった。
- 発効日に関する各パラグラフから、IPSAS 第 3 号に基づいた遡及適用に関する記述を削除する。→メンバーからはコメントはなかった。
- IFRS 第 13 号「公正価値測定」には「経常的」「非経常的」の用語が使用されているが、ED 第 90 号では現在価値の測定基礎が経常的又は非経常的に使用されているかどうかは、個々の IPSAS で定める方針をとっており、これらの用語は削除されている。当該用語について各 IPSAS の現在価値測定の開示において説明するのではなく、IPSAS 第 46 号における説明文を充実させる。→メンバーからはコメントはなかった。
- IPSAS 第 46 号「測定」によって、IPSAS 第 21 号「非資金生成資産の減損」に第 10A 項が追加されている。この第 10A 項の(a)と(b)は、再評価される非資金生成資産は、処分コストが無視できるかどうかによって減損の要否が異なる旨を定めている。これは公正価値で再評価される資産には当てはまるが、COV で再評価する資産には当てはまらないので、第 10A 項の(a)と(b)を削除する。→メンバーからはコメントはなかった。
- 無償で配布する等の特定の目的のために保有する 3 種類の棚卸資産について、IPSAS 第 12 号第 17 項は「原価」と「再調達原価」のいずれか低い方で評価することを定めている。ED 第 90 号は、再調達原価を COV に置き換えることを提案していた。この修正に関連して IPSAS 第 12 号と IPSAS 第 46 号の「結論の根拠」の説明を追加する。
メンバーからの主なコメントは以下のとおり。
 - 操業能力の用語が全て削除されているが、財務能力との比較説明のために残しても良いのではないか。

続いて、事務局が対応の必要がないと考えたコメントレターに関しての検討を行い、メンバーからは、却下した理由を「結論の根拠」で説明するべきである等の意見が出ていた。

最後に、「校正上の修正を提案していたコメントレター」のうち事務局が却下を提案したものに関する検討を行ったが、特に意見は出なかった。

(4) 最終文書の承認 (3.2.3)

投票前に最終文書草稿のページごとの検討を行ったところ、メンバーからは多数の修正意見が出たので、修正稿を会議中に作成し配布することが伝えられた。3 日目の会議後に修正稿が配布され、会議最終日に再検討が行われた。

会議最終日、修正稿についてメンバーの意見を求めたが特になかった。

最終文書「IPSAS 第 46 号「測定」の適用による IPSAS の修正」の承認投票を行い、最終日に出席したメンバー 15 名全員の賛成で承認された。発効日は 2028 年 1 月 1 日とする。

決定事項	- 会議中のコメントに基づき、最終文書は、適切に修正された。 - コメントレターで提起された重要な論点は全て議論された。 - 最終文書は投票によって承認された。 - 最終文書の発効日は 2028 年 1 月 1 日とする。早期適用は認められる。
------	---

4. 有形天然資源（アジェンダ 4）**(1) プロジェクトの目的と、これまでの進展****① プロジェクトの目的**

天然資源プロジェクトは、有形天然資源の認識、測定に関する調査研究と論点への対処を行うことを目的としている。

② これまでの進展

2020 年 3 月の会議でプロジェクト概要書³ を承認した。2021 年 3 月から検討を開始し、2022 年 3 月会議で CP「天然資源」⁴ を承認、同年 5 月に公表した。その後、2023 年 3 月会議から公開草案（ED）開発に向けた議論を行い、2024 年 9 月会議で ED 第 92 号「有形天然資源」⁵ を承認、同年 10 月に公表した。コメント募集は 2025 年 2 月 28 日で締め切られた。その後、2025 年 4 月会議から、最終文書の開発に向けて、ED 第 92 号に寄せられたコメントレターの検討を開始している。これまでの進展の詳細については、本報告記事の巻末「[参考情報その 2](#)」にまとめて記載しているので、必要に応じて参照されたい。

(2) ED 第 92 号「有形天然資源」に寄せられたコメントに関する作業計画 (4.2.1)

事務局が今後の作業計画について説明を行った。まず、ED 第 92 号「有形天然資源」に寄せられたコメントレターに基づいて、論点の検討を 2025 年 6 月と 7 月の会議で行う。9 月会議で最終文書の草稿、10 月会議でコメントレターに対するフィードバック文書をそれぞれ検討し、12 月会議で最終文書を承認する予定である。

³ 天然資源の[プロジェクト概要書](#)

⁴ 解説記事あり。[【IPSASB】国際公会計基準審議会（IPSASB）「コンサルテーション・ペーパー「天然資源」」の解説](#)

⁵ 解説記事あり。[【IPSASB】国際公会計基準審議会（IPSASB）公開草案第 92 号「有形天然資源」の解説](#)

(3) ガイダンスの位置づけに関するコメントの分析 (4.2.2)

ED 第 92 号は、有形天然資源に関するガイダンスを単独の IPSAS として策定することを提案していた。ED 第 92 号に寄せられたコメントレーターを分析した結果、引き続き、単独の IPSAS として最終文書を開発することが提案された。

メンバーからの主なコメントは以下のとおり。

- 事務局提案の単独基準書に賛成。天然資源の特徴は将来世代のために保護する必要があることで、これは他の有形固定資産とは別の基準書とすべき重要な違いである。
- 有形天然資源は有形固定資産の IPSAS に含めるべきである。概念フレームワークにおける資産の支配という考え方は、すでに有形固定資産の基準書の中で対処されている。有形固定資産の基準書に含めても公益を害することにはならない。
- 会計専門家の団体が単独基準書案に反対していることに驚いた。別の基準書とするなら何らかの対応を行う必要がある。ED で残余基準としていることに原因があると思われる。
- アジェンダ 4.2.3 (範囲) や 4.2.4 (用語定義) と切り離して考えることはできない。異なる定義を持つなら別の基準書とする理由になる。
- 基準書を分けることが最善であることに同意。その適用範囲と定義が正しいかどうかが重要であるという意見に賛成する。反発を受けた理由は、差別化と参照が複雑だからである。
- 有形固定資産の基準書に含めることには反対。天然資源の「保全」は公的部門特有の論点なので、別の基準書を設ける方がより論理的。
- 単独基準書とすることに賛成。ただ、概念フレームワークの資産や資源の定義と、有形天然資源の定義が異なっており、混乱を招いていると思われるので検討が必要。
- 保全に関する単独基準書を設けることに賛成。私の地域（アフリカ）の関係者の期待は地下資源にあり、これは残余基準に相当すると思われる。
- IPSASB 公表文書ハンドブックを読んだときに、独立した基準書が存在するという事実があると、財務諸表の作成者は、これは検討すべき事項であると認識することができる。そうでなければ、他の基準書に埋もれてしまい、気付かないかもしれない。
- 概念フレームワークの適用を考えれば有形固定資産基準に含めるべき。別個の基準書が必要であると確信できていない。
- 発生主義会計が成熟している地域では有形固定資産に含めても理解されるが、そうでない地域には別基準にする方が、強いメッセージとなる。
- 別基準にすることに賛成。有形固定資産の適用範囲との整合性の確保が非常に難しい。有形天然資源は製品の生産に使用するために消費されないので、有形固定資産の定義を大幅に変更する必要性が生じてしまう。
- 全ての天然資源の性質を一つにまとめることは困難であり、保全対象の資源に範囲を限定することに賛成。
- 有形固定資産に含めることに賛成。特別な財務諸表項目にどのように適用するか、が唯一の課題であるように思われる。
- 別個の基準書に賛成。基準書の表題に保全を加えるべき。

メンバー間で意見が大きく分かれたので、挙手による評決を行った。単独の基準書とする事務局案には賛成が 13 名、反対が 1 名、保留が 2 名だった。単独の基準書とすることが決定した。

決定事項	有形天然資源に関するガイダンスは、個別の IPSAS 基準書とする。
-------------	--

(4) 範囲 (4.2.3)

ED 第 92 号は、他の IPSAS の範囲に含まれる天然資源を除いた有形天然資源を対象範囲とする、残余基準の考え方をとっていた。対象となる有形天然資源の代表例は、「保全」目的で保有する有形天然資源であるが、その他の有形天然資源も含まれる余地があった。しかし、ED 第 92 号に寄せられたコメントレターからは「保全」目的で保有する有形天然資源以外の事例は示されなかった。事務局は、この結果を受けて、最終文書は「保全」目的で保有する有形天然資源のみを対象とすることを提案した。

メンバーからの主なコメントは以下のとおり。

- CAG メンバーの多くは「保全」目的で保有する定年資源に限定するという事務局提案を支持していた。また、他の IPSAS の範囲に含まれる天然資源を扱うために、既存の IPSAS を修正すべきである。
- 関係者からの意見を聞いて、より明確な適用範囲をもつ基準書とすれば適用が容易になるという確信を持った。サービスの意味を明確にした点も気に入っている。他の事例が出てこなかったという点も、後押しになっている。
- 範囲を狭めることに賛成。保全という言葉をどのように定義するかが非常に重要である。
- 範囲を狭めることに賛成。ただ、「財やサービスの提供における積極的な使用又は消費」という説明文は、有形固定資産を想起させるので懸念している。
- 範囲を狭めることに賛成。ただ、バランスシート上の資産認識に役立つ財務報告基準に重点を置いているのかが疑問である。開示内容が他の基準書と比べて非常に広いように思う。
- 範囲を狭めることに賛成。バランスシートに計上することを認めるのかは気になっている。
- 範囲を狭めることに賛成。有形固定資産などの他の基準書を確認する必要があるということは、作成者の負担が減るのでとても望ましい。また、多くの天然資源は関連する長期の負債を伴う場合が多いので、それらの義務について人々に知らせる必要がある。
- 範囲の設定上、残余基準であるという位置付けには問題がある。範囲を絞り込むことが最善である。
- 範囲を狭めることに賛成。表題を変更することで非常にわかりやすくなった。
- 関係者に意見を求め、事例を挙げてもらった結果として、対象範囲を特定できたことは、非常に理にかなったことである。
- 保全目的のみの資産が資産の認識基準を満たすのかはかなり疑問である。保全の定義からすると、サービスが活用されていると思われない部分があり、懸念している。
- 会計責任を持つ主体と保全の責任を持つ主体が異なる場合がある。基準書の適用範囲にも関係する。

- 保全のために資産を保有することはサービス提供能力を持つのかを議論し、結論を下している。もっとうまく説明できるかもしれないが、時間は限られている。また、管理者としての責任はすでにガイダンスに組み込まれているので、明確化できると思う。
- 民間部門用の基準書をベースとした議論では、公的部門特有の幅広い世界をとらえることには限界がある。サービス提供能力について明確化が必要であり、スチュワードシップという用語は一般用語なのでもう少しわかりやすく説明すべきである。
- 資産の管理については、天然資源に留まらないので、財務諸表の表示プロジェクトで検討した方がよい。

ここで挙手投票が行われ、全員が事務局の提案に賛成した。基準書の対象は、公開草案当時よりも狭く、「保全」目的で保有する有形天然資源に限定されることが決まった。

決定事項	• 最終文書となる IPSAS 基準書の範囲セクションでは、保全目的で保有する有形天然資源に焦点を当てていることを明確にすべきであり、表題やガイダンスを合わせて修正すべきである。
------	---

(5) 「保全」目的で保有する有形天然資源の定義 (4.2.4)

事務局はアジェンダ 4.2.3 で述べた「保全」に関連して、以下の事項を提案した。

- 最終文書に「保全」目的で保有する有形天然資源の定義案を追加する。定義案（下枠内を参照）は、ED 第 92 号の有形天然資源の定義と、「保全」の説明文を組み合わせている。

保全目的で保有する有形天然資源とは、財又はサービスの提供における積極的な使用や消費による劣化を防ぐように管理されている有形の天然資源をいう。

- 「保全」の意味を明確にし、「保全」目的で保有されている有形天然資源と、それ以外の目的で保有されている有形天然資源との違いを説明する。
- 有形天然資源の定義文における「自然に発生している」ことの意味を明確にする。

メンバーからの主なコメントは以下のとおり。

- 定義に「財又はサービスの提供における積極的な使用や消費による劣化を防ぐように」というフレーズが入っている。この意図を達成するために文章の順番を置き換えてはどうか。
- サービス提供能力という概念については、現在と将来の世代のために保全するという視点で検討する余地があるのではないか。それこそがサービス提供能力である。
- 今の定義だと狭すぎるので、「劣化」までで止めてはどうか。（「財又はサービスの提供における積極的な使用や消費による」を削除するということ。）
- 定義は主体の観点なのか、それとも他の関係者も含むものなのかで混乱があるように思われる。確かに「劣化」で止めれば明確になる。
- 例えばきれいな空気など、人々の使用をほとんど防げない場合もある。「劣化」で止めるというアイデアは有用。

- 財やサービスの提供における積極的な使用や消費から生じる「保全」について、私たちは何もすべきではない、あるいは何かをすべきではない。使用されていなくても、保護されているので、サービスのために利用している。
- 「積極的な使用」の語句については再考すべき。また、管理とはどのような意味なのかを明確にする必要がある。
- 定義については、適用指針を使って補足説明をすべき。保全（conservation）と保存（preservation）については最初に二つ示して、うち一つだけを使うのはどうか。
- 「劣化」で文章を止めることに賛成。有形天然資源の用語定義を定める必要がある。
- 「劣化」で定義を止めることに賛成。資産の主な用途について、何らかのガイダンスを追加する必要がある。
- 保護や劣化の防止よりも、保全という言葉の方が好みである。
- 保護を含めると、資産計上できる対象が広がり、関係者の懸念には応えられないと思う。保全は財務的な意味合いを持つので、保全の方がよい。両方の用語を含めるべきではない。
- 単一の定義ではなく、特性に基づくアプローチはどうだろうか。全ての要素を単一の定義にまとめるのは難しい。会計士以外の人にも理解されることが非常に重要である。
- 簡潔な定義には賛成だが、劣化で止めると、会計専門家でない人には意味がわからないかもしれない。「現在及び将来の世代のための持続可能なサービスのため」としてはどうか。
- 基本的な特性を含む単一の定義を見つける必要があるかもしれない。
- 人間には、天然資源を保護し、保全する責任がある。財やサービスの提供における消費は、人間の経済活動の非常に肯定的な側面を表している。天然資源を人間がもたらす損害から保護し、保全する人間の責任を強調しなければならない。

「保全」という用語を使う方向性で進める。また、説明のための適用指針を起草する。定義についてはチェックイン会議で再検討すべきかを考えるが、あまり時間をとり過ぎないようにする必要がある。

事務局への指示	• 保全のために保有される有形天然資源の定義と関連する適用指針を短縮し、「結論の根拠」で説明する。改訂された定義と関連する指針は、他の重要な決定が行われた後の会議で IPSASB に提示する。
---------	--

(6) プロジェクトの目的、期待ギャップ、概念フレームワークの様々な側面（4.2.5）

事務局は、以下の事項に関する「結論の根拠」の説明文を修正することを提案した。

- IPSASB は天然資源に関して、IPSASB の概念フレームワークに定める資産の定義を満たすものを資産として認識することを意図している。この点について「結論の根拠」における説明をより明確にする。その結果、天然資源の全体のうち資産として認識される天然資源はごく一部になるが、それ以外の天然資源を一般目的財務報告書（GPFR）で開示する予定であることについて、説明を追加する。
メンバーからの主なコメントは以下のとおり。

- 「自然に発生する」という部分は、資産価値が確定したらどうなるのか、森林の再生などはどう扱うのか。人間の介入は、自然発生的な事象にいつ、どのように組み込まれるのか。劣化を阻止しようとする場合、人間の介入は自然発生的な事象にどのように組み込まれるのか。資産価値を変化させるためにどのような費用が適切か、そしてそれがどのように機能するかは明確か。
 - 会計単位は支配権の観点からは土地になると思う。しかし、絶滅危惧種に資金を投資しても土地の価値は変わらない。よって会計単位には意味がある。
 - 保全や人間の介入によって自然発生的でなくなっても、それが天然資源ではなくなるわけではないことを明示する必要がある。
 - 現状はまだ論点分析であるが、今後の草稿のレビュー等はどうするのか。プロジェクトの範囲が変わるので、各セクションをまた検討する必要があると思う。
 - 会計単位については既に草稿で触れているので、そこを抽出して活用することになる。
 - 会計単位についての起草内容を、7月の会議で検討する必要がある。
- 適用指針と適用ガイダンスを修正し、有形天然資源の資産認識規準が、他の IPSAS や概念フレームワークと整合していることを明示する。また、認識規準についてカナダ等の先住民から寄せられた意見も反映する。
メンバーからの主なコメントは以下のとおり。
 - 天然資源に価値を見出そうとするのは、天然資源を保全しているからではなく、棚卸資産としての価値を探そうとしているから。この基準書では棚卸資産にする余地はない。
 - 定義を明確にする必要がある。明確でないと、あたかもルールのように見える。
 - 保全のために保有される資産に基準の範囲を絞ったので、定義もそれに合わせる必要がある。逆にその範囲を超えるべきではない。
 - 地下資源は必ずしも定義に当てはまらない。貯水池は管理できるが、鉱物資源は気候変動や地球の保護と深く関わっていると多くの関係者が考えている。よって、このプロジェクトは何なのかを改めて説明する必要がある。
 - 結論の根拠には、基準を作った理由とその根拠を盛り込む必要がある。地下資源は対象外なのであれば、その旨を明記する必要がある。
 - スタッフによる説明文の起草を待つ。
 - 有形天然資源に対する監督権 (stewardship rights) や責任に係る開示規定を明確にする。
メンバーからの主なコメントは以下のとおり。
 - CAG では、開示の範囲や、受託責任に特有の開示との関連性に関する質問が出た。信頼性をもって測定できないために認識されていない、管理されている有形天然資源の開示を求めることには賛成であった。しかし、管理していないために認識されていない有形天然資源については留保している。それらは、IPSAS 第 19 号等の他の基準書の範囲に入る可能性がある。

- 天然資源を管理しているが、確実な測定ができない場合、その旨と確実に測定できない理由を開示するということは非常に参考になった。天然資源に関する契約には先住民との契約も含まれるが、それらも精査する必要があるのか。
 - 劣化防止の判断基準を明確にすべきである。契約や拘束力のある取決めが必要なのか、それとも単なる経営判断でも該当するのか。
 - 適用ガイダンスには、天然資源は資源であるが、他にも資産があることを示すことや、負債、移転費用、収益といったものを含めることができるのではないかな。
 - 本当に必要なのは、関係者に対する教育であり、適用指針や適用ガイダンスではない。スタッフ Q&A、動画、フォーラムでの特別セッションなどが必要ではないかな。
- 有形天然資源の保全が、IPSASB の概念フレームワークで規定するサービス提供能力にどのように結びつくのかを「結論の根拠」で説明する。
メンバーからの主なコメントは以下のとおり。
 - 結論の根拠から適用指針へ昇格させるメリットがあるかどうか論点となる。
 - 先ほどの長い議論の説明を経て、初めて回答できるのではないかと不安になったので、説明した方がよい。
 - サービス提供能力よりも、概念フレームワークから先に検討すべきである。概念フレームワークにおいて、サービス提供能力は幅広い概念であるという理解が不足しているように感じる。
 - サービス提供能力を満たす理由をあげ始めるときりがなく、人々の考え方を狭めてしまうリスクがある。
 - 説明をわかりやすく記載することに賛成。

決定事項	「結論の根拠」において、保全のために保有される有形天然資源に関する IPSAS 基準書の目的を明確にし、当該基準書が将来的に IPSASB による天然資源に関する非財務報告ガイダンスの策定を妨げるものではないことを説明する必要がある。
事務局への指示	- 有形天然資源の認識と測定に、会計処理単位が及ぼすインパクトについて明確化する。 - 未採掘の地下資源の認識が難しいことについて、フィードバック文書の概念フレームワーク関連の部分で説明する。 - スチュワードシップの取決めに関する開示規定をアカウンタビリティの文脈で明確化し、適用ガイダンスで当該取決めを分析する必要性を説明する。 - 概念フレームワークで想定されているように、保全がどのようにサービス提供能力につながるかを説明する適用指針を開発する。

5. 気候関連開示（アジェンダ5）

(1) プロジェクトの目的と、これまでの進展

① プロジェクトの目的

公的部門の気候関連開示に関する原則を示すことによって、開示される情報に基づく意思決定とアカウンタビリティが改善されること、及び、気候変動に対処するための国際的な活動を支援することを目的としている。

② これまでの進展

IPSASB は、近年のサステナビリティ報告に関する公的部門用のガイダンス開発ニーズの急速な高まりを受け、今後の方向性について広く意見を募集するため、2022 年 5 月にコンサルテーション・ペーパー（CP）「公的部門のサステナビリティ報告の推進」⁶ を公表した。

2022 年 10 月会議から当該 CP に寄せられたコメントレターの分析を開始し、今後の IPSASB のサステナビリティ報告関連の活動の方向性について議論を重ね、2023 年 3 月会議で、「気候関連開示」の検討を行うことを合意し、2023 年 6 月会議でプロジェクト概要書⁷ を承認した。

その後、公開草案の開発に向けた作業を行い、2024 年 9 月会議でサステナビリティ報告基準（SRS）公開草案（ED）第 1 号「気候関連開示」⁸ を承認し、同年 10 月に公表した。SRS ED 第 1 号のコメント募集期間は 4 か月後の 2025 年 2 月末に終了した。

2025 年 3 月会議では、SRS ED 第 1 号に寄せられたコメントレターを分析する方法について議論を行った。コメントレターの分析を行い、主要な論点を分類するに当たり、柔軟性と透明性を確保することが決定された。また、プロジェクトの進行に合わせて、原則だけでなく解釈に関する論点も並行して検討することが事務局には指示された。

2025 年 4 月会議では、SRS ED 第 1 号に寄せられたコメントレターについて、事務局が作成した分析資料を基に初めて議論した。今回は、引き続きコメントレターに基づいて論点の検討を行う。

これまでの進展の詳細については、本報告記事の巻末「[参考情報その 2](#)」にまとめて記載しているので、必要に応じて参照されたい。

(2) 気候関連開示プロジェクトの全体像（5.2.1）

事務局が SRS ED 第 1 号に関して 2025 年 4 月会議で行った論点検討の振り返りと、今回検討する主な論点について説明した。メンバーからのコメントはなかった。

⁶ 解説記事あり。[【IPSASB】国際公会計基準審議会（IPSASB）「コンサルテーション・ペーパー「公的部門のサステナビリティ報告の推進」」の解説](#)

⁷ 気候関連開示のプロジェクト概要書

⁸ 解説記事あり。[【IPSASB】国際公会計基準審議会（IPSASB）サステナビリティ報告基準 公開草案第 1 号「気候関連開示」の解説](#)

(3) 共通論点：基準書を一つにまとめるか二つに分けるか（5.2.2）

SRS ED 第 1 号は、IFRS S2 号「気候関連開示」に基づく「自身の業務」に関する開示のガイダンスと、公的部門の規制当局側としての役割に基づく「政策プログラム（PPP）」に関する開示のガイダンスの二つの開示を単一の基準書にまとめて提案していた。

この提案には賛否両論の意見が寄せられ、事務局は、以下の四つの観点から総合的に比較検討を行った。結果、気候関連開示の基準書を二つに分けること、かつ、「自身の業務」の基準書の開発を優先すること、を提案した。

判断基準	基準書を分けた方が良いか
1. ガイダンスの明瞭性	分けた方が良い
2. ガイダンスの公表の適時性	分けた方が良い
3. 「自身の業務」と「政策プログラム」の統合アプローチ	まとめた方が良い
4. 作成者による基準採用と実装における有用性	分けた方が良い

メンバーの主なコメントは以下のとおり。

- CAG メンバーは、基準書を二つに分ける方向を支持していた。一部のメンバーからは、このアプローチは将来の SRS 策定における何らかの先例になるのではという意見もあった。
「自身の業務」からスタートすることで IFRS S2 号との整合性が向上するとの指摘があったが、「政策プログラム」に関する開示は重要なので、IPSASB は「政策プログラム」に関する開示要件の策定も並行して推進すべきであると提言した。
- 投影スライドの 8 枚目（工程表）では、主体の排出側と規制側の二重の役割の相関性について、オプション 1 の予定表には記載されているがオプション 2 のほうには記載がない理由は何か。これが唯一の違いのように思われる。作業の完了予定時期がオプション 1 と 2 で異なるのはこれが理由なのか。→「政策プログラム」を検討するための時間の違いである。
- 3 点コメントする。(1) 二つの異なる基準書を設けることにはメリットがあると思う。(2) オプション 1 と 2 で 3 か月の時間差が生じる点には納得できない。(3) アジェンダ・ペーパーで提案されているように、IPSASB は「政策プログラム」に関するガイダンスを継続的に提供するという明確な意思を示すべきである。フェーズ 2 の開発完了時に、フェーズ 1 の基準書に何らかの修正を加える可能性があることを選択肢として確保しておくことが重要。
- 実質的に別々の基準書を並行して検討している。まず IFRS S2 号とのグローバルな整合性の確保がある。「政策プログラム」に関しては、私は異なる視点を持っており、「政策プログラム」と呼ぶことが妥当なのかについても現時点では確信できていない。プロジェクトを分けることで、利用者ニーズに関する調査をよりのめを絞って行うことができる。テスト対象とする主体のレベルをどうするのがとても重要になる。全ての公的部門の主体に及ぶと期待しているが、「政策プログラム」については、委任された省庁だけが対象になるのかもしれない。
- 作業を分離することに賛成。政策分野についてはとりわけ時間をかけて検討するべきである。一方で IFRS S1 号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項」に

基づく論点に時間をかけることについては疑問である。人々が求めている情報が何か、現時点では存在しないが枠組みとして整理する必要がある。

- 二つの基準書にすることに賛成。収益と移転費用のプロジェクトのときのように、基準書を分離することで大きな違いが生まれる可能性がある。実際に腰を据えて取り組むことで初めて、何が真の問題なのかがわかってくる。
- 二つの基準書にすることに賛成。別々の基準書を設けることについては、IPSAS 第 34 号「個別財務諸表」や第 35 号「連結財務諸表」のように、一つの基準書にまとめていない例もある。「政策プログラム」には実例の調査が必要になるだろうから、事務局が提示するタイムラインは実現が難しいであろう。
- 二つの基準書にすることに賛成。関係者の期待に応えるため、まず「自身の業務」について優先し、結果を出す必要がある。
- 二つの基準書にすることに賛成。ただし、「自身の業務」と「政策プログラム」の関係性をより明確にする必要がある。「政策プログラム」は「自身の業務」に影響を及ぼすからであり、同じ対象を別の視点から見ているにすぎない。また、「自身の業務」は財政の長期持続可能性に変化をもたらすので、公的部門の特殊性について調査した方が良い。「政策プログラム」については、現時点で意見を述べるのは不可能。
- 両方のトピックについて成果を出す必要があるが、焦点を絞る必要があり、基準書を分けることでより絞りやすくなる。
- 「自身の業務」についての IFRS S2 号との整合性に関しては、オペレーション・モデルの定義と照らし合わせて検討する必要がある。インプットをアウトプットとアウトカムに転換することを定義することになる。「自身の業務」から生じるアウトカムは、「政策プログラム」から生じるアウトカムと区別できるのか。重複する領域があると思う。
- 二つの基準書にすることに同意。「政策プログラム」の重要性和意義を無視しているわけではないことをどのように明確に伝えていくか。カナダでは三つのレベルの政府が政策プログラム型の報告を行うために努力している。CAG 会議で報告された、トロント市と投資家の関係はとても興味深いものだった。すでに取り組みが行われている地域があるのだから、ゼロから始めるのではなく、関係者の知見をより活用すべきである。反対意見に実務経験に基づくものが含まれているのかも確認が必要である。
- コミュニケーションを適切に行うことで、関係者の期待ギャップを埋めることができる。また、事務局が提示した工程表は、フェーズ 2 が想定されるよりも短いと思う。
- 二つの基準書に分けることが現実的。「政策プログラム」を適用する政府はかなり大きな主体であり、彼らにとって「自身の業務」と「政策プログラム」に対する視点には違いがないと思われる。コミュニケーションを適切にしていれば、単一の基準書で済んでいたようにも思う。
- 二つは根本的に異なる種類の報告なので基準書は分けた方がよい。事業のアウトカムについてより慎重に検討することにも賛成。
- フェーズ 2 をいつから再開するのかを明示して欲しい。→事務局に検討猶予を与える。

最後に挙手投票を実施した。16 名全員賛成で、基準書を二つに分けることが決定した。

決定事項	- 関係者の反応と実務的な検討に基づき、このプロジェクトは別々の基準書の開発として進める。 - 二つの基準書の開発は次の 2 段階で行う。 フェーズ 1 自身の業務 フェーズ 2 政策プログラム
事務局への指示	SRS ED 第 1 号で提案したガイダンスと当該 ED に寄せられた意見に基づいて、公策プログラムのフェーズ 2 の工程表を含め、二つの基準書を策定するという IPSASB の決定を関係者へ伝える。

(4) 自身の業務：IFRS S2 との整合性確保 (5.2.3)

SRS ED 第 1 号の「自身の業務」に関するガイダンスは、IFRS S2 号に基づいて作られている。関係者から寄せられたコメントレーターには賛成意見が多かったことを踏まえ、事務局は、引き続きこの方針を維持することを提案した。

メンバーの主なコメントは以下のとおり。

- 事務局提案に賛成。債券の購入者は世界的に共通しており、報告主体と購入者が相互協力することが非常に重要。ダブル A の CP が行っている全ての取り組みを活用すべき。IFRS S2 号は投資家向けに作られているというコメントを強調していることで、プレッシャーが増えているようにも思う。
- IFRS S2 号は公的部門用にはあまりに規範性が高すぎる。国レベルの統治機構、能力や報告においては不整合が生じる可能性があるため、例外も設けた方がよい。また、国連の気候変動枠組み条約のような世界的な枠組みとの相関性を考慮すべき。
- IFRS S2 号と整合させる提案に賛成。ただし、IFRS S2 号は大規模な機関投資家向けに書かれており、大規模な組織向けという印象を受けている。小規模でより単純な基準書が必要になる可能性がある。この整合性プロジェクトの一環として取り組むべきではないか。
- 自身の業務を IFRS S2 号に整合させるという意味は何を指しているのか。SRS ED 第 1 号で提案した内容に従うということであれば、GRI の GHG プロトコルの範囲を拡大したということになる。その理解で正しければ提案に賛成する。
- より具体的な適用ガイダンスが必要である。アウトカムの分離、公的部門の役割という文脈の中で「自身の業務」をどのように理解するのか、小規模団体における懸念に対処する必要がある。民間と公的部門で異なるところだと思う。
- IFRS S2 号と整合させることには関係者から圧倒的な反応と支持を得ているので賛成。規範的すぎるという意見については、理解できない。もっとコミュニケーションが必要なのだと思う。考え方は IFRS S2 号と全く同じで公的部門にも使えると思う。

- IFRS S2 号と整合させる提案に賛成。核心的な業務に集中できるよう、役立つガイダンスを提供する必要がある。IFRS S2 号の内容にただ従うのではなく、公的部門の文脈で、バランスの取れた、皆さんに使用される基準書となるように検討する必要がある。
- IFRS S2 号と整合させる提案に賛成。過去のように様子見するのではなく、並行して作業を進め、教育資料を提供することで解決できる部分があると思う。
- リスク、戦略、機会と、財政の長期持続可能性のマトリックスを結びつけることが必要である。

決定事項	• 「自身の業務」の原則は、公開草案で提案した公的部門に固有のガイダンスを維持しながら、引き続き IFRS S2 号と整合させる。
事務局への指示	• IFRS S2 号が継続的に改訂されていることについて、国際サステナビリティ基準審議会 (ISSB) とのコミュニケーションを維持し、最新の動向を監視する。

(5) 自身の業務：GHG プロトコルの使用（5.2.4）

SRS ED 第 1 号で提案した「公的部門の主体は、他の方法がより適切な場合を除き、GHG プロトコルを使用して温室効果ガスの排出を報告する」という反証可能な推定には、多くのコメントレターが賛成の意見であった。この結果を踏まえ、事務局は当該推定を維持することを提案した。

メンバーの主なコメントは以下のとおり。

- あらゆる主体に共通する枠組みを用いることは有用である。GHG プロトコルを出発点とすることに賛成。反証可能とすることで、ある程度の柔軟性を持たせている。
- 私も事務局提案に賛成。反証可能な推定とのバランスがとれている。
- 事務局提案に賛成。GHG プロトコルは「政策プログラム」の検討にも役立つ。
- 確認だが、GHG プロトコルの全体について話しているという理解で良いか。米国の公共部門向けの GHG プロトコルなどもあるので。→米国公共部門向けの GHG プロトコルは更新されていないので、今後関与を進める中で更新されることを期待している。
- 国と都市のセクションについては言及しないのか？→言及しない。
- GHG プロトコルについては比較可能性が過大評価されている。同じ組織における一貫性のほうが重要である。
- 法域によっては長年のデータが公表されているが、一貫性の観点からするとこれはデータであるが情報ではない。ユーザーに情報として何を提供すべきかが重要である。

公開草案で提案した「反証可能な推定」に基づいて作業を進めることで合意した。

決定事項	• 状況に応じて別の方法論がより適切である場合を除き、主体は「温室効果ガスプロトコル事業者排出量算定報告基準（2004 年）」を使用するという反証可能な推定を維持すべきである。
------	--

事務局への指示	世界資源研究所（WRI）と連携し、GHG プロトコルを更新する際に公的部門のニーズを考慮するように働きかける。
---------	---

(6) 自身の業務：スコープ3の温室効果ガス排出（5.2.5）

事務局は、SRS ED 第1号で提案した、スコープ3の温室効果ガス排出に関する開示規定を維持すること、及び、当該開示への移行期限を延長することを提案した。

メンバーの主なコメントは以下のとおり。

- CAG メンバーはスコープ3の重要性に同意している。一方で、複雑性も認識しており、移行期間の延長と段階的なアプローチのどちらが適切かについては、更なる検討が必要であると考えている。
- 公的部門だからスコープ3をやらないという理由はない。
- 上流と下流のどちらか一方に高い支持があるのか、それとも特にそのような回答の偏りはないのかが知りたい。下流については理解が難しいと思っている。→何が簡単かだけでなく、スコープ3を段階的に導入している法域もあった。例えば出張などは好例である。それぞれの主体の業務に最も関連性の高いカテゴリーに焦点を当てることになるのだと思う。
- スコープ3は、「自身の業務」よりも、「政策プログラム」のほうにより適合すると思う。
- スコープ3の適用を強制する考えには賛成しないわけではないが、実務上はかなりの負担になる。また、政府が自国領土内の排出量に責任を負うという国際協定がいくつかあるが、これはスコープ3と矛盾している。旅費についてはよく話題になるが、もっと複雑な問題になると、情報を提供するの簡単ではない。
- 確かに複雑な話であるが、スコープ3を任意にすると IPSASB の評判リスクになる。IFRS S2 号の原則に従うのであればスコープ3は含まれてくる。
- ニュージーランドでは「カーボンニュートラル・プログラム」という法律があり、全ての公的部門の主体はカーボンフットプリントを報告することが義務付けられている。同国ではもうビジネスクラスでの移動が認められる公務員は存在しない。少なくとも最初の段階では、報告において概念や我々が何を期待しているかを人々が理解できるようにするための教育と実装が非常に重要。
- 韓国の中央政府の予算はほぼ 50%が補助金や交付金である。カテゴリー15（投資）はどのような扱いになるのかを知りたい。
- CAG や関係者から、提案を維持すべきであるという意見をもらっている。金融商品基準で使用されている、「不当な費用と労力」の考え方が参考になる。重要性についても念頭に置く必要がある。
- CP で示した二つのボックスの話に戻りたい。公的部門のマルチステークホルダーと異なり、民間では投資家に焦点を当てている。公的部門の主体は、バリューチェーン全体にかかわる三つのスコープの管理に積極的に取り組むべきである。

- ・ スコープ 3 は複雑すぎると思う。適用する主体が増えないと思われる。特に多くの主体にとってはコンサルティング会社のコストが高くなる。しかし、発展途上国の多くの主体にとっては予算上限が問題になる。もう少し自主的なアプローチの方が良いのではないか。
- ・ スコープ 3 の原則には賛成。費用対効果と、それをどのように適切に把握するのかということを懸念している。基準書の中にガイダンスを設けた方が良い。

議長が総括した意見としては、スコープ 3 から離脱する公的部門特有の理由は見当たらないと思われる。様々な不確定事項はあるが、原則としてスコープ 3 を開示対象として維持する。IPSAS 第 33 号「発生主義国際公会計基準の初度適用」の改訂作業を行っているところなので、当該プロジェクトから追加で取り込める資料がないかも検討する。IASB や GHG の更新において何が起きているのかも把握する必要がある。

決定事項	・ スコープ 3 の温室効果ガス排出に係る開示規定を維持する。
事務局への指示	・ 基準公表後の導入フェーズにおいて、公的部門の文脈でスコープ 3 を適用するためのガイダンスの策定を検討する。

(7) 全般的な要求事項：IFRS S1 号との整合性確保（5.2.6）

事務局は、SRS ED 第 1 号における全般的な要求事項の規定を IFRS S1 号と整合させるという方針を維持することを提案した。また、全般的な要求事項の原則に関して提起された論点に、継続的に対処することも提案した。

メンバーの主なコメントは以下のとおり。

- ・ 基準書を分割することを決めた現状、IFRS S1 号についての対応は現状のままだが適切。
- ・ 選択の余地がないと思う。作業計画上の優先順位については検討が必要。
- ・ 本文中に何らかのサインポストがあってもよい。付録だと存在に気付かない。

決定事項	・ 付録 B「全般的な要求事項」を IFRS S1 号の関連する個所と整合させるという提案を維持する。
事務局への指示	・ 使いやすさと明瞭性を向上させるため、本文において付録 B「全般的な要求事項」をより効果的に強調するための選択肢を検討する。 ・ 今後の会議において、付録 B「全般的な要求事項」に関して提起された原則的な問題に対処する。

(8) 重要性（5.2.7）

事務局は、SRS ED 第 1 号における重要性の定義を維持することを提案した。当該定義は、IPSASB の概念フレームワークに基づいて作られている。

メンバーの主なコメントは以下のとおり。

- まだ重要性のプロジェクトはフェーズ 3 の完了まで数年かかるので、不確実性が残っている。概念フレームワークの定義を選んだ理由を「結論の根拠」で適切に説明すべき。
- 事務局提案に賛成。オーストラリア政府が重要性のガイダンスを作っているので参考にすべきである。また、利用者のために適用ガイダンスが必要だと思う。
- 利用者の理解を得るために何らかの努力が必要。他のリソースを紹介することでも良い。
- 財務報告と同じ重要性を定める必要はない。ある程度の柔軟性を持たせて良い。→概念フレームワークの重要性概念は一般目的財務報告書用に作られているので財務諸表用だけではない。また、IPSASB では「インパクト」の用語は使わないことも決定している。
- 重要性の概念は難解で複雑なものになりつつある。何を意味するのか、どのように他のものと比較されるのか。ダブルマテリアリティとの違いは何か。規範性の有無について事務局の検討を待ちたい。
- 事務局提案に賛成。関係者からの意見は、彼らの理解不足を示しているので、もっとガイダンスが必要である。その場合、ガイダンスの規範性のレベルに留意する必要がある。
- 規範性のあるガイダンスに情報を盛り込むべきである。また、重要性の適用例をいくつか見てみてはどうか。
- 多くのコメントレーターはインパクトとその重要性について関心をもっていた。
- 定義を基本的で包摂的な概念として使い、そうでないものについて明確化することが有用かもしれない。また、定義は「主要な利用者」が何かに基づいているので、利用者について考えることが必要。

まとめとして、重要性を使うことに異論は出なかったが、関係者とのコミュニケーションが重要であるとされた。

決定事項	• 重要性の定義案を維持する。
事務局への指示	• 提案された重要性の定義について、関係者の理解が深まるように、既存の各国の基準設定主体や国際基準の設定主体による既存のガイダンスを活用する。 • 重要性の定義に関連する明瞭性の欠如に対処するための選択肢を策定する。

(9) 気候関連開示の作業計画 (5.2.8)

事務局が今後の作業計画について説明を行った。SRS ED 第 1 号に寄せられたコメントレーターに基づいて、論点の検討を 2025 年 6 月、7 月、9 月の会議で行う。9 月会議には最終文書の草稿を提示及び検討し、12 月会議で最終文書を承認する予定。

メンバーの主なコメントは以下のとおり。

- 資料の 24～25 ページに記載されている様々なグループは、いずれも諮問グループであり、その成果はこの会議に持ち込まれると考えてよいのか？→CAG 以外のグループは CAG と同等の権威は持っておらず、助言をボードに行うために作ったものである。メンバーや TA はそれらに参加することが望ましい。
- これから 12 月までの間に、ボードメンバーを論点責任者にしてグループを運営する予定はあるか。→これから録画を見て、能力と意欲のあるメンバーを検討したい。

6. 作業計画のコンサルテーション（アジェンダ 6）

現行の IPSASB の中期計画期間は 2024 年～2028 年の 4 年間である。その中間にあたる 2025 年末を目標に、作業計画に関するコンサルテーション文書を公表し、進行中のプロジェクトや今後のプロジェクト候補について関係者の意見を募る予定である。

これまでの進展の詳細については、本報告記事の巻末「[参考情報その 2](#)」にまとめて記載しているので、必要に応じて参照されたい。

(1) プロジェクトの進捗状況（6.2.1）

IPSASB は 2025 年 9 月会議で「作業計画コンサルテーション」を承認する予定である。事務局が、承認に向けた進捗状況を説明した。

メンバーの主なコメントは以下のとおり。

- ある CAG メンバーは、回答時にプロジェクトの優先順位付けの規準をどのように使うかについてより明確に説明するべきであり、任意のテンプレートの使用を促進するよう助言した。また、適用後レビュー（PIR）を優先すべきであるとのコメントもあった。

(2) コンサルテーション文書（草稿）の本文と付録（6.2.2）

2025 年 3 月会議における決定事項と事務局への指示事項のうち、コンサルテーション文書の本文、付録の構成、内容に関する論点への対応方針を事務局が説明した。

メンバーの主なコメントは以下のとおり。

- 前のバージョンの草稿に比べてとても良くなった。優先事項は何なのか、今週話し合った内容に、これまでの議論に取って代わるようなことがあったのかどうかポイントになる。IPSASB が将来取り組むと表明した事項をどのように提示するのか又は真にオープンなフィードバックを得るのか。関係者が何をもっとも重要と考えているかについて確認し、次に IPSASB はどのプロジェクトを進めるかという決定を下すべきである。
- 状況は確かにかなり変化している。多くの CAG メンバーから、提示した優先事項は今でも優先事項なのか？回答者にリストを提供することで回答を誘導していないか？という意見があった。回答テンプレートは、いま何が起きているのかを知るために、よりオープンなものとすべきである。また、現在の草稿は、各基準書についてそれが何であるのかを詳細に説

明しているが、回答者にとってより一般的なリストになるように、もう少し柔らかく表現できるのではないかな。

- 持続可能性が気候関連開示のフェーズ 2 にどのように影響するのかを楽しみにしている。また、RPG が任意にも採用されていない現状を鑑みると、正式な文書化の提案を含めることが適切であるのかはわからない。また、RPG のプロジェクトはリストの最初の方に書かないほうがよいと思う。
- 草稿は注意すべき事項やリソースの制約を十分に反映していない。サステナビリティに関する資金は固定額であり有限である。優先順位を付けることが大切であると関係者に知らせる必要がある。また、リストについては、解決すべきと考えている問題が十分に具体化されていないのではないかな。私たちが解決しようとしている問題は何かをもう少し明確に伝える必要がある。なぜリストに載っているのかがわからないものも含まれている。
- CAG のコメントに応えるとともに、結果を正しく伝えることが重要である。また、選定基準の低・中・高の 3 段階については削除すべきという意見があったが、我々の偏見が出ているように感じるので、この表現は止めた方が良いのでは。→低・中・高の基準を維持するかどうかについて、挙手投票を行ったところ維持する意見が多数であった。
- オープンにしておきつつ、リストを維持するのはバランスが良い。リストは別冊資料であり興味が無ければ読まなくてもよいものである。気候関連開示の「政策プログラム」のフェーズをどう見通しているのか、また、IFRS S1 号との整合性については RPG との相互作用があるという指摘を受けている。
- RPG 第 1 号と第 3 号について調査を行い、将来検討すると言いつつ、プロジェクト候補案に含めるというのは矛盾していないかな？
- 今後の潜在的なプロジェクトという表現を削除して、既に IPSASB に提案されているプロジェクトのリスト、としてはどうか。また、何らかの理由で IPSASB の基準書を採用していない国・地域に訴えるためには、PIR を実施することは有用である。
- RPG 第 1 号を設定する場合は、優先順位は不要だと思うが、IFRS S1 号に対するニーズの方が高いと思う。RPG 第 1 号と「政策プログラム」の関係をより詳しく説明する必要もある。RPG の普及率に関しては回答が難しい場合があるので、説明を明確化してほしい。
- 実際に解決しようとしている課題についての分析は、示唆的なものなのか、それともある程度確立されているものなのか。
- 「政策プログラム」のプロジェクトを IFRS S1 号よりも優先すべきなのかについては疑問がある。
- 「政策プログラム」は新規プロジェクトなので、IFRS S1 号よりも後にすべきである。
- 草稿の質問項目（SMC）に対して意見を述べる機会はあるのか？→7 月会議で草稿の改訂版をレビューしてもらう予定である。

決定事項	• 下記の指示事項への対処を条件として、コンサルテーション文書の構造と内容に関する 2025 年 3 月会議の指示事項は適切に対処された。
事務局への	• 今回の決定に基づく作業計画の修正を、図 2 に反映させる。

指示	- 今回の会議における決定と、約束済みのプロジェクトに対する将来のリソースを考慮し、IPSASB が実施できる追加プロジェクトの数に関する注意書きを、事務局長報告のセクションに追加する。 - SMC に、回答用テンプレートの使用に関する説明文を追加する。 - 回答者への依頼文で、各プロジェクトに関するコメントにあたり、プロジェクト優先順位の 4 規準による評価を可能な限り求め、かつ、当該評価を行って欲しい理由を説明する。 - 付録 A に、以下の点を明記する。 - 表題を変更し、これらが将来の潜在的なプロジェクトではなく、既に提案されているプロジェクトであることを説明する。 - 可能な限り、プロジェクトの説明をより明確にする。 - 記載されているプロジェクトの優先順位の 4 規準は、事務局の分析に基づいていることを説明する。 - 一般的なサステナビリティ関連開示（IFRS S1 号相当）のプロジェクトが最初に記載されるように順序を変更し、RPG 第 1 号や RPG 第 3 号のプロジェクトとの潜在的な関連性を明確にする。
----	---

(3) 公的部門の基準設定主体フォーラム（6.2.3）

2025 年 9 月にポルトガルのリスボンで開催予定の第 5 回公的部門基準設定主体フォーラムに関する概要説明と、コンサルテーション文書の当該フォーラムに関する記述に関する説明を事務局が行った。

7. 重要性の判断の行使 教育セッション（アジェンダ 7）

(1) プロジェクトの目的と、これまでの進展

① プロジェクトの目的

「重要性の判断の行使」プロジェクトは二つの目的を持っている。第 1 に、IPSASB の概念フレームワークと IPSAS の間で一貫性のある重要性の定義を定めるために、規範性（強制力）のあるガイダンスを改訂する。第 2 に、IPSAS と IPSASB SRS に従って一般目的財務報告書を作成する際に「重要性の判断の行使」をどのように行うかを明確化するために、規範性（強制力）のないガイダンスを作成する。

② これまでの進展

2024 年 12 月会議から検討を開始し、2025 年 3 月会議で「プロジェクト概要書」⁹を承認した。同文書では、本プロジェクトを次の 3 段階に分けて実施することを計画している。

⁹ プロジェクト概要書（英文）

<https://www.ipsasb.org/consultations-projects/making-materiality-judgments>

三つのフェーズとそれぞれの内容		進捗状況
1	IPSASB の概念フレームワークと IPSAS の間で「重要性」の用語定義に一貫性があるかどうかを確認し、必要な場合は修正案を提示する。	2025 年 5 月に ED 第 93 号を公表した
2	IPSAS における重要性—IFRS 実務記述書第 2 号「重要性の判断の行使」に基づく規範性のないガイダンスを策定する。(狭い範囲のプロジェクト)	今回から開始
3	IPSASB SRS における重要性—IPSASB SRS に従ってサステナビリティ報告書を作成する際の、重要性の判断の行使に関するガイダンスを策定する。	—

2023 年 3 月会議ではフェーズ 1 の成果物として、公開草案第 93 号「「重要性がある」の定義」(IPSAS 第 1 号、IPSAS 第 3 号及び概念フレームワークの修正)を検討・承認し、同年 5 月に公表した。コメント期間は 2025 年 7 月 14 日である。

(2) 今回の会議

フェーズ 2 を開始するに当たり、メンバー間の意識合わせを行うために、IFRS 実務記述書第 2 号「重要性の判断の行使」に関する会議内研修(教育セッション)が行われた。講師は、事務局の Agustina Lianbi と Berit Adam の 2 名が担当した。

講師は、IFRS 実務記述書第 2 号に含まれるガイダンスの概要を説明した。また、一部の国の基準設定主体(オーストラリア会計基準審議会、南アフリカ会計基準審議会、シンガポール財務報告基準審議会)が実務記述書第 2 号をどのように採用したかを概説した。さらに、本プロジェクトのフェーズ 1 とフェーズ 2 における今後の取り組みについて概説した。

メンバーの主なコメントは以下のとおり。

- IFRS 実務記述書は、開示や会計方針に焦点を当てている。これには差分報告(小規模企業向け報告)における認識と測定の適用方法に関するガイダンスが含まれていると思う。
- IASB は、IFRS 実務記述書の効果について、財務諸表作成者から事例に基づくフィードバックや知見を得ているのか。または、実務記述書がどれほど役だったのかについて情報を得ているのか? どうも時期尚早に思われる。本当にメリットがあったのかに興味がある。
- 既存の IFRS の事例を公的部門に適用する上で、現状よりも深く掘り下げる必要がある IFRS 実務記述書第 2 号は 4 段階の適用方法を示しただけであり、各プロセスを実行する際の実務の判断には役に立たないのではないかと。もう少し役立つ情報が必要である。
- 一部の法域には能力格差があり、発生主義会計を初めて学習する人には役立つかもしれないということを認識しつつ、我々が公的部門の人々にどれだけ役立つ存在でありたいか、という問題なのだと思う。共感できるような、公的部門特有の何かが必要。
- 例示はルールになりがちであることに注意が必要。公的部門の会計担当者は一般に民間部門の会計専門職ほど成熟しておらず、教育が必要な場合が多い。ただ、そのような教育は

IPSASB が提供すべきものではない。だからこそ、例示やガイダンスの種類には細心の注意を払う必要がある。

- 原則は存在するので、どのように専門的判断に役立つかを理解するためのガイダンスとすべきである。最も役立つ例示の一つであると思う。
- 主な目的は、例示ではなく、どのように考えるべきかを強調すべき。法域特有の法制度や規制、行政構造があるので、例示はそのままは当てはまらないことが多い。

8. IPSASB 適用グループ（アジェンダ 8）

これまでの進展の詳細については、本報告記事の巻末「[参考情報その 2](#)」にまとめて記載しているので、必要に応じて参照されたい。

(1) IPSASB 適用グループの活動報告（8.2.1）

IPSASB 適用グループ（IAG）の第 2 四半期の活動と、達成した事項に関する説明を受けた。

- IAG のメンバーに Liang Yang 氏（中国、デロイト、元 IPSASB メンバー）、Mohamed Saadique Merchant 氏（ドバイ財務監査機構（FAA））の 2 名が就任した。Andrew 議長と合わせて 3 名体制。
- IAG への質問提出用のウェブサイトを開設した。
- IAG から IPSASB への定型報告フォームを作成した。

メンバーからの質問等は無かった。

(2) IAG から IPSASB への報告（8.2.2）

この半年間に受け付けた質問は 1 件であった。IPSASB 事務局が対処し、IAG の対処は必要ない質問であったとの説明を受けた。

IFRS 解釈指針委員会による活動は、3 件生じており、うち 2 件は IPSASB 事務局が対処し、残る 1 件（他の企業の義務に関して発行される保証）は、IAG による分析待ちとなっている旨の説明を受けた。この 1 件は、おそらく「スタッフ Q&A」として公表される。

メンバーの主なコメントは以下のとおり。

- IFRIC はどれくらい活動しており、IPSASB には IFRIC の活動を全て検討して決定を下すための余力はあるのか。
- フォーラムやラウンドテーブルでこの件について何か広報を予定しているのか。また、質問が来ることを想定して、案件にラベル付け（無形資産等）を行うことはできるか。
- IASB が決定を下さず、進展がなかった場合には、その理由を明示すべきである。基準書を何段階も作るのではなく、「スタッフ Q&A」や教育資料にするのは良いアイデアである。

事務局への指示	• メンバーのコメントに基づいて IAG の報告枠組みを修正する。
---------	---

(3) 会議後の進展

上記の議論を踏まえ、IPSASB は 2025 年 7 月 10 日付で、IPSAS のテクニカルな課題や、適用上の問題点について意見提出するための窓口をウェブサイト上に設置した¹⁰。

9. IPSAS の改善（アジェンダ 9）**(1) プロジェクトの目的と、これまでの進展****① プロジェクトの目的**

関係者から提起された論点に対処するとともに、必要に応じて、IFRS の改訂との整合性を確保するために、IPSAS の軽微な改善を提案する。

② これまでの進展

2025 年 3 月会議で、「IPSAS の改善 2025」の検討対象として IASB が公表した 12 本の文書を提示し、うち金融商品関連の六つの文書について論点と ED 草稿を検討した。

これまでの進展の詳細については、本報告記事の巻末「[参考情報その 2](#)」にまとめて記載しているので、必要に応じて参照されたい。

(2) IPSAS の改善—2025 年 6 月（9.2.1）

2025 年 3 月の振り返りと、2025 年 6 月会議の議題について事務局が概説した。メンバーからは特にコメントはなかった。

(3) 「IFRS 会計基準の年次改善—第 11 集」に基づく IFRS 第 10 号及び IAS 第 7 号の修正（9.2.2）

事務局は IPSAS 第 35 号「連結財務諸表」及び IPSAS 第 2 号「キャッシュ・フロー計算書」の二つの IPSAS に軽微な修正を行うことを提案した。いずれも、「IFRS 会計基準の年次改善—第 11 集」に基づく校正的な性質の修正である。メンバーからは特にコメントはなかった。

決定事項	IPSAS 第 35 号「連結財務諸表」及び IPSAS 第 2 号「キャッシュ・フロー計算書」の修正案を承認し、2026 年 3 月に承認予定の「IPSAS の改善」の公開草案に掲載する。
------	---

(4) IFRS 第 3 号の修正：事業の定義、及び概念フレームワークへの参照（9.2.3）

IPSAS の改善の当初の候補である 12 本の文書に含まれていた、IASB の発行した企業結合関連の二つの文書（下記）は、内容が複雑であるとして、IPSAS の改善プロジェクトの範囲から除外し、独立した狭い範囲の修正プロジェクトとすることが提案された。

¹⁰ 提出窓口の告知記事：[IPSASB Launches New Way to Submit Technical and Application Issues](#)

「事業の定義」（IFRS 第 3 号の改訂）（2018 年 10 月）

「概念フレームワークへの参照」（IFRS 第 3 号の改訂）（2020 年 5 月）

メンバーの主なコメントは以下のとおり。

- 意図しない結果を避けるために検討に時間をかけることには大賛成であるが、今後、どれくらいの頻度で「IPSAS の改善」等の成果物を公表していくのかが気になる。1 年に 1 回では頻繁過ぎるが、5 年では長すぎる。

決定事項	• 別プロジェクトとして行う「狭い範囲の修正」の公開草案を通じて、IPSAS 第 40 号「公的部門の結合」における「事業の定義」及び引受けた引当金や負債の認識に対する修正に対処する。
------	--

10. IPSAS 第 33 号の範囲を限定した改訂（アジェンダ 10）

(1) プロジェクトの説明と、これまでの進展

本プロジェクトは、IPSAS 第 33 号「発生主義国際公会計基準（IPSAS）の初度適用」を改訂し、利用者がより使いやすい内容にすることを目的としている。

IPSASB は 2023 年 6 月会議から本プロジェクトの検討を開始した。その後、2024 年 6 月会議で ED 第 91 号「発生主義国際公会計基準（IPSAS）の初度適用」の限定的な範囲の改訂（IPSAS 第 33 号の修正）¹¹を承認し、2024 年 8 月に公表した。2025 年 3 月会議で、ED 第 91 号に寄せられたコメントレターの初回の検討を行った。

これまでの進展の詳細については、本報告記事の巻末「[参考情報その 2](#)」にまとめて記載しているので、必要に応じて参照されたい。

今回は、未検討の論点に関する検討と、最終文書の承認を予定している。

(2) IPSAS 第 33 号の包括的な見直し—未検討の論点（10.2.1）

ED 第 91 号に寄せられたコメントレターに基づいて最終文書の草稿に行った修正について、事務局の説明を受け、確認を行った。

最終文書の表題は、IPSAS 第 33 号「発生主義国際公会計基準の初度適用」とすることが提案された。現行の表題は「発生主義国際公会計基準（IPSAS）の初度適用」なので、カッコ内の略称が削除されている。

アジェンダ 3 の測定プロジェクトの最終文書の検討にあたり、IPSAS 第 31 号「無形資産」に対する現在操業価値の適用は別プロジェクトで検討することが決定され、論点の検討期間が延びることになった。これを受けて、IPSAS 第 33 号草稿の、無形資産に関するセクションも修正されている。

メンバーからは特にコメントはなかった。

¹¹ [公開草案第 91 号「発生主義 IPSAS の初度適用」の限定的な範囲の改訂（IPSAS 第 33 号の修正）」の解説記事](#)

決定事項	アジェンダ・ペーパー10.2.1 で概説した、IPSAS 第 33 号に対する修正を最終文書に含める。
------	---

(3) 特定の非金融資産と関連する負債の段階的な認識 (10.2.2)

発生主義 IPSAS への移行期間中に、信頼性の高い認識・測定情報が入手された場合、棚卸資産、有形固定資産、投資不動産、無形資産、使用権資産、及びこれらに関連する金融負債・非金融負債を、段階的に認識・測定することを認めることを提案した。

メンバーの主なコメントは以下のとおり。

- アジェンダ・ペーパーの Par.16 では、新しい免除規定は非金融資産に対してクラス別又はカテゴリー別に適用できるとしているが、個々の資産に適用できると聞いていたのでカテゴリーとは何を意味しているのかを確認したい。→クラス別の適用になるので、まずはクラスを決める必要がある。草稿の AG57 項でその旨を記載している。
- いまの提案だと、負担が軽減されないのでは。建物のうち例えば 10%だけが計上されているというのは混乱を招く。→経験上、財務諸表に計上しないと会計士担当者以外は理解できない。これはオプションであり、選択可能な話である。→過去 41 年間の経験で、段階的なアプローチを採用しなかった組織は一度も見たことがない。主な理由は公的部門の能力不足であり、会計士は実際の測量を行う担当ではないのでこの点で主導権はもっていない。移行財務諸表は監査人の視点によるものではなく、現場管理ツールとしての側面が強い。この方法を認めることが間違いなく関係者の要望に沿うことになる。
- 提案されている内容を支持する。発生主義に基づく会計処理の出発点、と書かれており、そのためには今の提案で良いと思う。
- ケニアがちょうど移行期間中で、3年間のロードマップがあるにもかかわらず、毎年様々な種類の資産が発生していることにすぐに気づいた。会計処理単位が新たに生じたときに認識するだけで済むので、現状の提案に賛成。
- 日本では地方自治体レベルでは法律が存在しなかったので資産評価のための期間を設けた。地方自治体にとっては非常に難しい取り組みであった。
- 私の法域では1国ではなく数か国共同で経済と通貨を統合しようとしている。段階的に項目を認識し財務諸表に組み込むことが法律で定められている。
- 米国では段階的な認識はなく、1990年の移行時には一気に現金主義から発生主義へと移行しなければならなかった。第33号は基準書の採用と実施への道筋を示しているので、提案を支持する。ただし、何が含まれ、何が含まれないのかを明確にする必要がある。
- ブラジルでは移行について段階的な戦略をとっており、それはIPSAS第33号を採用することなく進めている。仮に3年間でIPSASに移行することと考えた場合、複雑でとても無理だと思う。
- 資産規模が小さければ一括移行も可能かもしれない。しかし韓国では資産と負債の調査や評価のために非常に多くの公務員を雇用する必要があった。段階的に導入していくことの方が現実的である。

- 特定の資産を計上して、他の資産を計上しないという選択はできない、一方通行の進展になることは明確にすべきだと思う。→AG19 項で記載している。→AG19 項にはカテゴリーまたはクラス別と記載されている。段階的アプローチはカテゴリー内の個々の項目に適用できるということによりと考えているが、AG19 項ではそれがあまり明確でないように思う。
- インフラ資産について考える必要がある。

事務局への指示	特定の非金融資産と、それに関連する金融負債・非金融負債の段階的な認識の利点と欠点をさらに分析する。
---------	---

(4) 最終文書の承認 (10.2.3)

ページごとの草稿レビューは 3 月会議で行ったので、今回は 10 ページごとの簡易レビューを行った。

- 草稿 40 ページの第 63C 項では、発効日が 2017 年と書かれている一方で早期適用とあるが、この意味は何か。→現行の IPSAS 第 33 号からそのまま取り込んだパラグラフだが、確かに違和感がある。事務局で持ち帰り検討する。

アジェンダ・ペーパーでは最終文書の承認を行う予定であったが、今回の議論に基づいて最終文書の草稿を修正し、それに基づいて後日検討を行うこととなった。承認は 3 か月延期になる。

決定事項	2025 年 6 月会議でメンバーが提起した修正点と、事務局への指示事項に基づいて修正された草稿を再検討した上で、最終文書の承認投票を 2025 年 9 月の会議で実施する。
------	---

11. 財務諸表の表示 (アジェンダ 11)

(1) プロジェクトの説明と、これまでの進展

本プロジェクトは、アカウンタビリティと意思決定に役立つように、IPSAS 第 1 号「財務諸表の表示」に代わる新しい IPSAS を開発することで、より良い財務情報のコミュニケーションを行えるようにすることを目的としている。

本プロジェクトは現在、コンサルテーション・ペーパー（以下、CP という）と、当該 CP に含まれる例示目的の公開草案（以下、IED という）の開発に向けた検討を行っている。これまでの進展の詳細については、本報告記事の巻末「[参考情報その 2](#)」にまとめて記載しているので、必要に応じて参照されたい。

(2) 政府財政統計マニュアル (GFSM) 2014 に基づく財務業績計算書の区分表示 (11.2.1)

事務局は以下の事項を提案した。

- 財務業績計算書の区分表示を IMF が作成している政府財政統計マニュアル (GFSM) 2014 に整合させる方針を無理に進めることはしない。

- GFSM 2014 との整合性確保に関する論拠を CP の第 4 章に記載し、かつ、検討過程の全体像を CP の付録に記載する。
- CP に掲載する IPSAS の予備的見解を次のように確定させる。「主体は、財務業績計算書において収益・費用を IFRS 第 18 号「財務諸表における表示及び開示」に整合しつつ、公的部門用に一部追加修正した方法で区分表示する」。

メンバーの主なコメントは以下のとおり。

- 政府財政統計との整合性については、文章のトーンが整合性を確保「できる」という印象を強く感じるので、CP という文書の性質に照らして検討が必要ではないか。関係者にとって有益と思われる調整点、すなわち IPSAS 第 1 号に盛り込む内容について検討が可能な点について、CP で関係者に質問しても良いのではないか。
- 文章のトーンの話題が出たが、CP なので選択肢の面でバランスをとる必要がある。また、データに重点を置きすぎているように感じる。認識と測定の違いよりも、表示の選択肢に注目すべきである。
- 長期財政持続可能性にも関係するので、RPG 第 1 号についても検討する必要がある。RPG 第 1 号における収益、負債、サービスの関係について考慮すべき。
- 課税について検討する必要がある。課税とは本当に収益と言えるのか。自主的に生み出されるものではなく、主に営利企業に生じるからである。政府にはあるが民間には無い仕組みである。収益なのか財源なのかを検討したことはあるのだろうか。

ここで IFRS 第 18 号に沿った表示区分の採用に関する予備的見解（PV）作成について挙手投票を行った結果、13 名が賛成、1 名が反対、1 名が保留であった。提案どおりに予備的見解を CP に記載するが、会議で出たコメントについても十分配慮してバランスの取れた見解とする。

決定事項	• 財務業績報告書で財務情報を分類するために GFSM 2014 に準拠するアプローチは採用しない。また、事務局への指示にあるように、CP でその根拠と包括的な考慮事項を明確に示す。 • CP には次のような予備的見解（PV）を、公的部門向けの追加ガイダンスとともに含める。主体は、財務業績計算書の収益項目及び費用項目を、IFRS 第 18 号「財務諸表における表示及び開示」に準拠して区分する必要がある。
事務局への指示	• CP 第 4 章及び付録 A を修正して、メンバーのコメントと意見を反映する。また、IPSASB で進行中の「IPSAS 基準と GFSM の連携強化」プロジェクトについてより明確に言及する。

(3) 収益と費用の区分表示に係る主要な事業活動の影響 (11.2.2)

IPSASB が IFRS 第 18 号に整合する区分表示方法を採用することを前提として、「主要な事業活動 (main business activities)」に関する IFRS 第 18 号のガイダンスも取り込み、その旨を CP の第 4 章に反映することを提案した。

メンバーの主なコメントは以下のとおり。

- IFRS の分類を適用できると思うが、公的部門の特殊性を考慮する必要がある。資産が財務能力のために保有されている場合に、「操業」活動によって収益や費用を生み出していることについてはどう分析するのかを知りたい。
- 主要な「操業」活動という概念がなければ、業務、投資、財務という分類を体系化することはできない。この分類が公的部門での具体的な活動・サービスにおいて何を意味しているのかを明確にしてほしい。

ここで表示区分に関する提案について挙手投票を行った。セッション参加メンバー16名のうち15名が賛成、1名が反対であった。全体的な方向性について賛同は得られたので、反対意見についても反映しつつ進める。

決定事項	• CP には、主要な事業活動に関するガイダンスを含めるという IPSASB の提案を反映する (IFRS 第 18 号の「主要な事業活動」を採用する)。
事務局への指示	• 財務諸表の特定の収益及び費用項目を分類する際に、税金 (事業収益又は資金調達として) を考慮すること、及び、資産が保有される主な目的について、メンバーの意見を第 4 章の草稿に取り入れ、付録 B (公的部門の考慮事項) にその例を示す。

(4) 合計と小計の表示に関する考え方の確定 (11.2.3)

財務業績計算書において収益・費用を IFRS 第 18 号「財務諸表における表示及び開示」に整合しつつ、公的部門用に一部修正した方法で表示することを決定した場合には、合計と小計についても IFRS 第 18 号に整合した方法で表示することを定めること、及び、その旨を CP の第 4 章で説明することを提案した。

メンバーの主なコメントは以下のとおり。

- 事務局の提案を支持する。ただし、小計を詰め込み過ぎないようにしてほしい。公的部門の長期負債は非常に期間が長いので、割引率の影響を重視する必要がある。実務ではアクチュアリーが関与することが多い。懸念事項としては、事業損益が大臣や政府によって制御可能であるという認識が広まってしまうことである。
- 事業損益については問題なく実用的だが、金融前損益について非常に悩んでいる。EBIT は民間企業におけるほど重要視されていないので、任意の表示項目にしてはどうか。

- 同意見である。ここで議論されているような資金調達が行われていなければ、そもそも対象外となる。各主体の状況に適した小計を定めるべきである。
- 公的部門では交換取引は行われないので、税金、その他の収入と、賃金、経費を対応させての事業黒字や赤字という要素は、誤解を招き、解釈を難しくしている可能性がある。
- 小計に重要性の概念を適用することは許容されるか確認したい。どれだけ小さくても小計を表示する必要があるのか。
- 現金主義予算と発生主義会計を前提とした場合、財務諸表の数字を予算ベースの説明用に調整するためには、小計は非常に有用であり、ユーザーの観点から有用と言える。
- この分類は固定されたものではないというのは喜ばしい。全体的な考えとして、財務リターンではなく公的部門のサービス提供という主要目的を反映すべきである。IFRS 第 18 号の構造は財務リターンに重きを置いていると思う。
- まずは現状を把握し、どのような用途があるのか、業績報告に対する公的部門特有の課題は何なのかを検討し、そこから IFRS 第 18 号の分類や政府財政統計の分類を使うのかを検討し、具体化するという流れに賛成である。
- 公的部門においても、主要な事業活動を通して、事業活動のカテゴリーを一貫して定義することがとても重要だと思う。財務活動も定義することで、より柔軟な対応が可能になるかもしれない。
- 11.2.1 の議論で指摘があった課税の件は、対処済みなのか。→草稿の改訂を待つ。

まとめとして、小計を使用することに異議はなかったが、小計の名称などのニュアンスを多少 IFRS 第 18 号とは異なったものにする必要がある。

決定事項	• CP には、予備的見解 (PV) を含めることで、「余剰又は欠損」の合計を表示するという要求事項を維持し、「事業余剰又は欠損」の小計を表示するという新たな要求事項を追加すべきである。 • CP は、報告期間における重要性のある財務情報の表示に関連性があり適切な「その他の小計」を表示することを主体に認めるべきであるが、義務付けるべきではない。
事務局への指示	• 公的部門の財務業績に関するより適切な説明を提供するために、小計を「要求するのではなく認める」ことに関するメンバーのコメントと意見を反映するように第 4 章を修正する。

(5) 財務業績計算書の最小限の表示科目 (11.2.4)

事務局は以下の事項を提案した。

- 財務業績計算書の表示科目について最小限の要求事項を定める。
- 主体が表示原則を採用する際に、IFRS 第 18 号に整合しつつ、部分的に公的部門用の修正を加えたガイダンスを使うこととする。

- IAS 第 1 号では認めていなかった費用の混合表示が IFRS 第 18 号では認められるようになっている。この点について CP 草稿では混合表示は認めていない。
- CP の第 4 章に予備的見解と論拠を掲載する。

メンバーの主なコメントは以下のとおり。

- 事務局の提案を支持する。壊れていないものを修正する必要はない。疑問点は、最小限の表示科目を義務付けるのかどうか、それらは財務諸表の本表上に表示する必要があるのか、それらの表示科目はどの表示区分に属すると示すのか又は完全にオープンとするのか。

決定事項	• CP には、財務業績報告書の本表上の表示項目に関する IPSAS 第 1 号「財務諸表の表示」の最小限の要求事項を維持しつつ、IFRS 第 18 号にも整合させ、ガイダンスを追加するという PV を含める。
------	---

(6) 財務業績計算書における費用の表示 (11.2.5)

事務局は以下の事項を提案した。

- 財務業績計算書において費用をその性質別、又は機能別のどちらかに基づいて表示する選択肢を引き続き提供する。
- IFRS 第 18 号では、性質別表示と機能別表示を混同することを認めているが、IPSASB は混同表示を禁止する。その他の点では IFRS 第 18 号に沿った表示を行うことを提案する。
- CP の第 4 章に予備的見解と論拠を掲載する。

メンバーの主なコメントは以下のとおり。

- 費用科目は IFRS では機能別と性質別の混合表示を認めているが、CP 草稿では認めないことを提案している。これは公的部門特有の論点なのか。
- 機能別に表示すると配賦計算が必要となり、例えば賃金という最大のコストを把握しにくくなるので、性質別の表示を推奨している。
- 賃金だけを抜き出して、他は機能別に表示するような混合表示を認めると、実際に支出している金額が歪むことになるので、どちらかに統一しての表示が必要。
- 民間企業では混合表示が実務で定着しており、IASB は柔軟な対応を認めている。CP で提案する際には、公的部門の違いに関する戦略的な観点が必要。
- 混合表示を禁止するには、十分な理由付けが必要である。
- IPSAS では混合表示の禁止が問題になったことはないのでは。よりオープンにすべきかどうかはわからない。
- 公的部門特有の離脱理由がなければ方針書に従って IFRS 第 18 号にならうことになる。特有の理由はあるか。
- 予算の視点が重要である。予算はライン予算とプログラム予算に分かれており、プログラム予算は主に機能別の表示に密接に関連しているので、予算上は機能と性質が混在する可能性がある。

- 混合表示のメリットは理解できる。表示に悪影響を与える組み合わせに関してより多くのガイダンスを示すべきである。
- 充実した議論である。IFRS 第 18 号から離脱する明確な理由はないが、IFRS 第 18 号の現状には同意できないということである。議論の内容を CP に盛り込む必要がある。

ここで混合表示を禁止する事務局提案に対する挙手投票を行った。1 名が賛成、11 名が反対。続いて、IFRS 第 18 号に整合させるべきかどうかについて挙手投票を行った。7 名が混合表示を支持。この結果を受けて、SMC を設けて、混合表示の禁止を解除することについての意見を求めることになった。

決定事項	• CP では、IFRS 第 18 号に沿って、財務諸表の本表上に費用を性質別又は機能別に示す選択肢を維持することを提案する。また、追加の公的部門用のガイダンスも併せて提案する。
事務局への指示	• CP 草稿の第 4 章を修正し、コメント募集事項（SMC）を提示するとともに、IFRS 第 18 号に沿って費用の混合表示を認めるかどうかについてのメンバーの議論を明確に説明する。

(7) 修正された CP 草稿のレビュー（11.2.6）

CP 草稿（11.3.2）の第 4 章の修正稿をレビューした。CP 草稿の付録 A については、今日の議論に基づいて政府財政統計とのリンクを強化することが決まっているので、会議中のレビューは行わなかった。

メンバーの主なコメントは以下のとおり。

- 草稿 28 ページの表 1 の投資の欄について。最後の例は減損による収益と費用に関するものだが、減損は事業活動と投資活動にまたがる可能性があるので、削除した方がよい。
- 草稿 34 ページの par.4.34(b)(i)について。事業黒字（事業赤字）の部分の文末、「将来のサービス提供活動と目的を達成する」と書かれている点に同意できない。過去の実績は将来の実績を示す指標ではない。→概念フレームワークの定義と紐づけるべきである。

決定事項	• CP 草稿の修正後の第 4 章及び付録 A を、事務局への指示事項に従って CP に組み込む。
------	---

以 上

参考情報その 1（2025 年 6 月 30 日時点）

1. 近年に公表済みの基準書等（原文と日本語解説記事）
2. IPSAS と日本の政府会計の比較研究
3. 基準書の日本語訳
4. コンサルテーション文書・公開草案と、その解説記事、提出コメントレター
5. 過去の IPSASB 会議の報告記事
6. IPSASB のボードメンバー

個別の記事・文書等へのリンクが無効となっている場合には、以下を確認されたい。

公表文書の原文	IPSASB のウェブサイト	リンク
文書の日本語訳	日本公認会計士協会のウェブサイトの「専門情報」から「翻訳」	リンク
解説記事	同じく「専門情報」から「国際動向紹介」	リンク
提出コメントレター	同じく「専門情報」から「専門情報一覧」	リンク

1. 近年に公表済みの基準書・改訂文書等（原文と日本語解説記事）

基準書等	公表年月	原文	解説記事
「サステナビリティ・プログラム情報の報告—RPG 第 1 号及び第 3 号の修正：強制力のないガイダンスの追加」	2023/05	リンク	リンク
概念フレームワークの改訂：第 7 章「財務諸表における資産及び負債の測定」	2023/05	リンク	リンク
概念フレームワークの改訂：第 5 章「財務諸表の構成要素」	2023/05	リンク	
概念フレームワークの改訂：第 3 章「質的特性」	2023/10	リンク	
IPSAS 第 45 号「有形固定資産」	2023/05	リンク	リンク
IPSAS 第 46 号「測定」	2023/05	リンク	リンク
IPSAS 第 47 号「収益」	2023/05	リンク	リンク
IPSAS 第 48 号「移転費用」	2023/05	リンク	リンク
IPSAS 第 49 号「退職給付制度」	2023/11	リンク	リンク
IPSAS の改善 2023	2024/04	リンク	リンク
「戦略及び作業計画 2024-2028」	2024/10	リンク	執筆予定
「コンセッションナリー・リース及び資産に対する権利を譲渡するその他の取決め（IPSAS 第 43 号、IPSAS 第 47 号及び IPSAS 第 48 号の修正）」	2024/10	リンク	リンク
IPSAS 第 50 号「鉱物資源の探査及び評価」	2024/11	リンク	執筆予定
「露天掘り鉱山の生産フェーズにおける剥土コスト（IPSAS 第 12 号の修正）」	2024/11	リンク	執筆予定
2024 年版ハンドブック	2024/12	リンク	—

基準書等	公表年月	原文	解説記事
IPSAS の修正：特定の IFRIC 解釈指針	2025/01	リンク	執筆予定
2025 年版ハンドブック	2025/05	リンク	—

2. IPSAS と日本の政府会計の比較研究

日本公認会計士協会 公会計委員会研究報告第 28 号

「[国の財務書類の課題～国際公会計基準（IPSAS）との比較～](#)」（2022/03）

3. 基準書の日本語訳

基準書等	翻訳公表	日本語訳
公的部門の主体による一般目的財務報告の概念フレームワーク（2023 年改訂版）	2025/06	リンク
IPSAS 第 40 号 公的部門の結合（2016 年 1 月初公表版）	2018/03	リンク
（2021 年ハンドブック版） IPSAS 第 1 号 財務諸表の表示 IPSAS 第 2 号 キャッシュ・フロー計算書 IPSAS 第 3 号 会計方針、会計上の見積もりの変更及び誤謬 IPSAS 第 4 号 外国為替レート変動の影響 IPSAS 第 5 号 借入コスト IPSAS 第 9 号 交換取引から生ずる収益 IPSAS 第 10 号 超インフレ経済下における財務報告	2022/08	リンク

4. 近年に公表されたコンサルテーション文書・公開草案と、その解説記事、提出コメント

進行中のプロジェクトの文書は、数年前のものも掲載している。

コンサルテーション文書・公開草案等	公表	原文	解説記事	コメント
公開草案第 84 号「コンセッションナリー・リース及び無償取得使用权資産（IPSAS 第 43 号及び IPSAS 第 23 号の修正）」	2023/01	リンク	リンク	リンク
公開草案第 85 号「IPSAS の改善 2023」	2023/10	リンク	リンク	なし
コンサルテーション・ペーパー「戦略及び作業計画 2024-2028」	2023/10	リンク	なし	リンク
公開草案第 86 号「鉱物資源の探査及び評価」及び 公開草案第 87 号「露天掘り鉱山の生産フェーズにおける剥土コスト（IPSAS 第 12 号の修正）」	2024/01	リンク リンク	リンク	リンク
公開草案第 88 号「資産に対する権利を譲渡する取決め（IPSAS 第 47 号及び IPSAS 第 48 号の修正）」	2024/03	リンク	リンク	なし

参考情報その 1

コンサルテーション文書・公開草案等	公表	原文	解説記事	コメント
公開草案第 89 号「IFRIC 解釈指針を考慮した修正」	2024/04	リンク	リンク	なし
公開草案第 90 号「IPSAS 第 46 号「測定」の適用による IPSAS の修正」	2024/08	リンク	リンク	リンク
公開草案第 91 号「「国際公会計基準（IPSAS）の初度適用」の限定的な範囲の改訂」（IPSAS 第 33 号の修正）」	2024/08	リンク	リンク	リンク
サステナビリティ報告基準公開草案第 1 号「気候関連開示」	2024/10	リンク	リンク	リンク
公開草案第 92 号「有形天然資源」	2024/10	リンク	リンク	リンク
公開草案第 93 号「「重要性がある」の定義」（IPSAS 第 1 号、IPSAS 第 3 号、及び概念フレームワークの修正）」	2025/05	リンク	執筆予定	なし

5. 過去の IPSASB 会議の報告記事

開催年月	開催国／都市	報告記事
2023/02	バーチャル開催	リンク
2023/03	アメリカ合衆国／ワシントン D.C.	リンク
2023/06	カナダ／トロント	リンク
2023/07	バーチャル開催	リンク
2023/09	スイス／チューリッヒ	リンク
2023/10	バーチャル開催	リンク
2023/12	カナダ／トロント	リンク
2024/03	アメリカ合衆国／ニューヨーク	リンク
2024/05	バーチャル開催	リンク
2024/06	カナダ／トロント	リンク
2024/07	バーチャル開催	リンク
2024/08	バーチャル開催（任意参加・非公開）	なし
2024/09	ベルギー／ブリュッセル	リンク
2024/12	サウジアラビア／リヤド	リンク
2025/03	アメリカ合衆国／ワシントン D.C.	リンク
2025/04	バーチャル開催	執筆予定

6. IPSASB のボードメンバー（2025 年 6 月会議時点）

氏名（役職）	出身国	所属等	就任
Ian Carruthers（議長）	イギリス	CIPFA 理事、元財務省	2016※
Patricia Siqueira Varela	ブラジル	サンパウロ大学教授	2020
Scott Showalter	アメリカ	ノースカロライナ大学教授 元 FASAB、元 KPMG	2020
Kamira Sanchez Nicosia	パナマ	EY	2020
小林 麻理	日本	早稲田大学大学院政治学研究科教授 元会計検査院	2021
Hervé-Adrien Metzger	フランス	会計検査院	2021
Renée Pichard	カナダ	デロイト、元会計検査院	2021
Abdullah Al-Mehthil	サウジアラビア	財務省	2022
Maik Esser-Müllenbach	ドイツ	会計検査院	2022
Claudia Beier	スイス	スイス・チューリヒ州	2022
Nor Yati Ahmad	マレーシア	財務省	2023
Andrew van der Burgh	南アフリカ	プレトリア大学、ASB、元デロイト	2023
Jona Wala	ケニア	ケニア会計士協会理事	2023
Angela Ryan	ニュージーランド	財務省	2024
Yacouba Traoré	ブルキナファソ	ONECCA-BF 代表	2024
Karen Sanderson	イギリス	元 CAG メンバー、CIPFA	2025
Sung-Jin Park	韓国	延世大学教授、元 KIPF	2025
Yun Huang	中国	財務省	2025

※ Ian Carruthers 議長の任期は 2025 年末まで。

議長以外のボードメンバーの任期は最長で 2 期 6 年間（暦年）。

参考情報その2 各プロジェクトの過去の報告記事まとめ

過去の決定事項や事務局への指示事項を、参考情報として以下にまとめる。

[アジェンダ3 測定—適用フェーズ](#)

[アジェンダ4 有形天然資源](#)

[アジェンダ5 気候関連開示](#)

[アジェンダ6 作業計画コンサルテーション](#)

[アジェンダ8 IPSASB 適用グループ](#)

[アジェンダ9 IPSAS の改善](#)

[アジェンダ10 IPSAS 第33号の範囲を限定した改訂](#)

[アジェンダ11 財務諸表の表示](#)

アジェンダ3. 測定—適用フェーズ（今回の会議の記事は[こちら](#)）

1. 測定プロジェクト・フェーズ1

2017年3月	測定プロジェクトを開始
2019年4月	CP「測定」 ¹² を公表
2020年3月	IPSASB 概念フレームワークの改訂プロジェクト概要書 ¹³ を承認
2021年4月	ED 第76号「概念フレームワークの改訂：第7章「財務諸表における資産及び負債の測定」」 ¹⁴ とED 第77号「測定」 ¹⁵ を同時に公表
2022年12月	概念フレームワーク第7章改訂版を承認
2023年3月	IPSAS 第46号「測定」を承認
2023年5月	「概念フレームワーク第7章：財務諸表における資産及び負債の測定」 ¹⁶ とIPSAS 第46号「測定」 ¹⁷ を同時に公表

測定プロジェクトのフェーズ1は、概念フレームワークの測定に関する第7章の改訂版と、IPSAS に共通する四つの測定基礎の適用指針を定める IPSAS 第46号「測定」の、二つの最終文書を公表して終了した。四つの測定基礎とは、歴史的原価、現在操業価値、公正価値、履行原価であり、特に「現在操業価値」の測定基礎は、公的部門が操業目的（非営利目的）で保有する資産を測定するために新たに定められた概念である。

¹² 解説記事あり。[【IPSASB】国際公会計基準審議会（IPSASB）コンサルテーション・ペーパー「測定」の解説 | 日本公認会計士協会](#)

¹³ プロジェクト概要書（project brief）：[Limited Scope Update of Conceptual Framework | IFAC](#)

¹⁴ 解説記事あり。[【IPSASB】国際公会計基準審議会（IPSASB）公開草案第76号「概念フレームワークの改訂：第7章 財務諸表における資産及び負債の測定」の解説 | 日本公認会計士協会](#)

¹⁵ 解説記事あり。[【IPSASB】国際公会計基準審議会（IPSASB）公開草案第77号「測定」の解説 | 日本公認会計士協会](#)

¹⁶ 解説記事あり。[【IPSASB】国際公会計基準審議会（IPSASB）概念フレームワークの2023年改訂の解説](#)

¹⁷ 解説記事あり。[【IPSASB】国際公会計基準審議会（IPSASB）IPSAS 第46号「測定」の解説](#)

2. 測定プロジェクト・フェーズ2 公開草案の開発と公表（2022年12月～2024年6月）

2023年3月会議から、IPSAS第46号「測定」で定めた新しい測定基礎である「現在操業価値（COV）」を各IPSASの測定セクションに適用する、測定プロジェクト・フェーズ2の具体的な検討が開始された。

2024年6月会議で、ED第90号「IPSAS第46号「測定」の適用によるIPSASの修正」¹⁸を承認した。ED第90号はその後、2024年8月に公表された。コメント期限は約4か月後の2024年11月29日であった。

3. フェーズ2最終文書の開発を開始 2025年3月会議

(1) ED第90号に寄せられたコメントのレビュー（10.2.1）

事務局からED第90号「IPSAS第46号「測定」の適用に基づくIPSASの修正」に寄せられたコメントレターの概説があった。ED第90号にはSMC（コメント募集事項）が三つ設けられており、SMC1とSMC2にはそれぞれ二つの論点が含まれているので、合計で五つの論点についてコメントを募集していた。

多くの関係者が賛成の意見を寄せていたが、SMC1の後半の、IPSAS第31号「無形資産」に現在操業価値の測定基礎概念を適用するべきであるという論点には、54%が賛成、31%が反対で、様々な意見が寄せられたため、他の論点と分けて2025年6月会議の議題とすることが説明された。その上で、測定タスクフォース議長のDavid Watkins氏から、最終文書からIPSAS第31号を除くべきかどうかについても初見コメントが欲しいとの説明があった。

メンバーからは、次のような意見が出ていた。

- ・ 無回答が結構たくさんあり、これを母集団から除いているが単純合計にすべき
- ・ 無回答である理由は今後の設問の参考になる
- ・ コメントの賛否割合で単純に方向性を決めるのではなく、コメント内容による示唆が重要

(2) SMC1—現在操業価値のIPSAS第12号「棚卸資産」への適用（10.2.2）

SMC1は、棚卸資産の測定に現在操業価値の概念を次のように導入することを提案していた。

- ・ 当初測定においては、非交換取引で取得した棚卸資産に適用できること。
- ・ 事後測定においては、取得原価と現在再調達原価のどちらか低い方、という現行規定における現在再調達原価を現在操業価値に置き換える。

回答者の77%が賛成、4%が条件付きの賛成、15%が反対、4%が無回答であった。

SMC1前半のこの提案には強力な支持が寄せられたので、事務局はEDの提案から方向性を変えずに最終文書を開発することを提案した。

メンバーからは、コメントを慎重に検討すべきであり、BC草稿にも盛り込むべきであるとの意見があり、次の会議までにBCに反映することになった。

¹⁸ 解説記事あり。[【IPSASB】国際公会計基準審議会（IPSASB）公開草案第90号「IPSAS第46号「測定」の適用によるIPSASの修正」の解説](#)

決定事項	IPSAS 第 12 号「棚卸資産」に現在操業価値を追加する提案は、最終文書にも取り入れる。
------	--

(3) SMC 2—現在操業価値の使用権資産への適用 (10.2.3)

SMC 2 は、使用権資産への現在操業価値の適用に関して次の 2 項目を質問していた。

- 現在操業価値は使用権資産の事後測定に適用できる。
- 上記に同意する場合、現在操業価値は IPSAS 第 46 号の現行のガイダンスを用いて適用できるか（測定技法としてインカム・アプローチを使用しなくてもよい）。

一つ目の設問は、回答者の 65% が賛成、8 % が条件付きの賛成、15% が反対、12% が無回答であった。二つ目の設問は、回答者の 68% が賛成、5 % が条件付きの賛成、9 % が反対、18% が無回答であった。

SMC 2 の提案にはいずれも強力な支持が寄せられたので、事務局は ED の提案から方向性を変えずに最終文書を開発することを提案した。

メンバーからは、次のような意見が出ていた。

- 部分的に同意のコメントには、適用で困っていると思われるものがある。設例が示せないなら何かしらの解決策を提示すべきと考える → 特定のコメントに過剰対応はしない。
- 現在操業価値の使用は会計方針の選択であることについて、「結論の根拠」で説明を明確にすべきである。

決定事項	現在操業価値は使用権資産の事後測定に適用可能である、という提案は、最終文書にも取り入れる。
事務局への指示	「結論の根拠」で、IPSAS 第 46 号には、IPSAS 第 45 号「有形固定資産」の範囲内となる、使用権資産の事後測定において現在操業価値を見積もるための十分なガイダンスがあることを説明する。

(4) SMC 3—回収可能サービス価額の用語定義 (10.2.4)

IPSAS 第 21 号「非資金生成資産の減損」は、非資金生成資産の帳簿価額が回収可能サービス価額を上回ったときに減損が生じると定めている。回収可能サービス価額は、当該資産の売却コスト控除後の公正価値、又は使用価値、のいずれか高い方とされている。SMC 3 は、この回収可能サービス価額の算定における使用価値を、現在操業価値に置き換えることを提案していた。回答者の 58% が賛成、23% が条件付きの賛成、12% が反対、8 % が無回答であった。

事務局は、条件付き賛成のコメントを分析した結果、二つの項目を修正することを提案した。

- IPSAS 第 21 号の第 39C 項は、IPSAS 第 46 号のガイダンスを超える内容なので削除し、関連するガイダンスを修正する。
- IPSAS 第 21 号の BC36 項から BC45 項は、回収可能サービス価額の用語定義を IPSASB が検討した際の三つのアプローチを説明しているが、最終的にどのアプローチに決定したのかが不明確なので説明を補足する。

メンバーからは、第 39C 項の用語の削除については、「結論の根拠」でもっと説明が必要との意見が出ていた。

決定事項	- IPSAS 第 21 号「非資金生成資産の減損」の回収可能サービス価額の定義を修正する提案は、最終文書にも取り入れる。 - IPSAS 第 21 号第 39C 項の、サービス提供能力のない資産の現在操業価値はゼロであることを説明する文章案は、最終文書では削除する。
事務局への指示	IPSAS 第 21 号の第 39C 項を削除することで必要になる、強制力のないガイダンスの修正案を示す。

(5) 会計上の見積りの用語定義（IPSAS 第 3 号）と、現在価値測定開示の改善（10.2.5）

ED 第 90 号の SMC 以外の箇所について寄せられたコメントに基づく修正提案である。

- 「経常的な」(recurring) の用語を、IPSAS 第 12 号第 50A 項(b)などの特定のパラグラフから削除する。その代わり、IPSAS 第 12 号第 50A 項(b)に「当初認識後に財政状態計算書に」を追記することによって現在価値測定の開示を事後測定に限定する。
- 「観察できないインプットを用いて見積もった公正価値測定」の文言を IPSAS 第 12 号第 50C 項(d)～(f)から削除する。他の現在価値測定開示と整合せず、IFRS 第 13 号の公正価値測定開示とも整合しないからである。

「経常的な」の用語削除については、特に意見は出なかった。公正価値測定開示の件については、インプットの観察可能・不可能との関連で起草を慎重に行うべきとの意見が出ていた。

決定事項	「会計上の見積り」の用語定義を追加する案は、最終文書にも取り入れる。 - 校正作業が行われることを前提として、IPSAS にわたる現在価値測定開示を改善する案は、最終文書にも取り入れる。
事務局への指示	アジェンダ・ペーパー10.2.5 で提案している、現在価値測定開示に関する校正上の修正を最終文書に取り入れる。

(6) SMC 1 の後半：IPSAS 第 31 号「無形資産」に現在操業価値の測定基礎を導入することに関する初見コメント

測定タスクフォース議長の David Watkins 氏から、最終文書から IPSAS 第 31 号への現在操業価値の適用に関するガイダンスを除くべきかどうか、については次回の議題だが、ここで初見コメントが欲しいとの要望があった。メンバーからは様々な意見が出た。

- 作業計画中間コンサルテーションでこの論点について触れるべき
- 現時点では IPSAS 第 31 号に現在操業価値を導入すべきではない。無形資産プロジェクトと相関関係があるので留意すべき。
- 無形遺産資産の検討を予定していたはずなので、範囲限定プロジェクトの候補として加えるべきではないか。

事務局への指示	- IPSAS 第 31 号「無形資産」に現在操業価値を追加すべきかどうかを分析する際には、無形資産に関するより広範な財務報告の枠組みを考慮する。これによって、ED 第 90 号における IPSAS 第 31 号の測定に関する修正案を進めるべきかどうかを IPSASB に助言を行う。 2025 年 6 月会議で最終文書の承認のための提案を行う。
---------	--

アジェンダ 4. 有形天然資源（今回の会議の記事は[こちら](#)）

1. CP の開発（2020 年 3 月～2022 年 3 月）

2020 年 3 月の会議でプロジェクト概要書¹⁹ を承認した。2021 年 3 月から検討を開始し、2022 年 3 月会議で CP「天然資源」²⁰ を承認、同年 5 月に公表した。

2. ED の開発（2022 年 3 月～2024 年 9 月）

2023 年 3 月会議から公開草案（ED）開発に向けた議論を開始し、2024 年 9 月会議で ED 第 92 号「有形天然資源」²¹を承認、同年 10 月に公表した。コメント募集期限は 2025 年 2 月 28 日。

3. 最終文書の開発を開始 2025 年 4 月会議

(1) ED 第 92 号「有形天然資源」に寄せられたコメントの予備的レビュー（1.2.1）

事務局が ED 第 92 号「有形天然資源」に寄せられたコメントレターが 49 通であったこと及びコメントレターを「賛成」、「部分的に賛成」、「反対」、「コメントなし」、の 4 種類に分類したことを説明した。今回の会議では、ED 第 92 号のコメント募集事項（SMC）に寄せられたコメントレターに基づき、事務局が作成した分析資料について、メンバーから自由な発言を求め、その結果に基づいて今後の検討課題を明らかにする。

(2) SMC1：範囲に寄せられたコメント（1.2.2）

SMC の説明は省き、SMC 1 に寄せられたコメントレターに関する事務局の分析資料についてメンバーの意見を求めた。事務局が挙げた論点の他に、次のような論点がコメントレターで提起されているとの意見が出た。

- ・ 単独の基準書を作るのではなく有形固定資産の内訳項目にすべきである。
- ・ 概念フレームワークの原則を変更せずに有形天然資源の基準書は作れない。
- ・ 将来世代の便益は保全のための便益の一部なのか、それとも保全のための便益は将来世代の便益の一部なのかを明確にする必要がある。
- ・ 電波は有形天然資源に分類すべきである。

¹⁹ 天然資源のプロジェクト概要書

²⁰ 解説記事あり。[【IPSASB】国際公会計基準審議会（IPSASB）「コンサルテーション・ペーパー「天然資源」」の解説](#)

²¹ 解説記事あり。[【IPSASB】国際公会計基準審議会（IPSASB）公開草案第 92 号「有形天然資源」の解説](#)

(3) SMC5 : IPSAS 第 45 号「有形固定資産」との相互参照 (1.2.6)

SMC 5 に寄せられたコメントレターの分析資料について、メンバーからは、次のような意見が出た。

- アジェンダ・ペーパー (1.2.6 の第 4 項) で、IPSAS 第 45 号の原則への相互参照がある場合、測定ガイダンスの適用において混乱が生じる可能性があるというコメントを「部分的合意」に分類している。もし IPSAS 第 45 号の原則を相互参照のみで適用すると混乱が生じるという意見を「部分的合意」に分類して良いのか。

SMC 6 ～ 8 (1.2.7～1.2.9) の分析資料については、特に意見が出なかった。

(4) ラウンドテーブルとの関係

各アジェンダ・ペーパーに共通する内容として、コメントレターの意見が地域別に開催されたラウンドテーブルで得られたフィードバックとはかなり異なっていることについて、何か IPSASB として対応する予定があるのかという質問があった。

1.2.2～1.2.9 に関する事務局への指示	• 単独の基準書の策定に反対した回答者の主張を分析した資料を作成し、まだ IPSASB が議論していない重要な論点を提起しているかどうか、及び、IPSASB が当初の見解を見直すきっかけとなる可能性があるかどうかを確認する。 • 基準書の適用範囲に関する議論を踏まえ、期待ギャップが生じる可能性のある分野について、IPSASB の見解を最も効果的に伝える方法を検討する。 • 「保全」の意味を明確にし、特に将来世代のために特定の天然資源を保有することが含まれるかどうかを明確にする。 • 「結論の根拠」で、電磁スペクトル（電波帯）には物理的な実体がないため、有形天然資源とはみなさない理由を説明する。 • IPSASB が受け取ったフィードバックにどのように対応したかについての説明文をまとめ、公表用のフィードバック文書を作成する。
-------------------------	--

(5) 主要な検討課題と、今後の進め方 (1.2.10)

主要な検討課題と今後の進め方について、メンバーからは次のような意見が出た。

- 期待ギャップが横断的なテーマとなる。第 1 に、プロジェクト目標については、鉱物資源や水資源を扱うべきであるという期待がある。第 2 に、多くのコメントレターは、貸借対照表上に計上される天然資源はそれほど多くないという認識を持っている。第 3 に、資源の管理責任におけるより広範なアカウンタビリティについて。

事務局への	• 次回（2025 年 6 月）の会議で、詳細なプロジェクト計画を提示する。
-------	--

指示	- 範囲、定義、プロジェクト目標の明確化、IPSASB の概念フレームワーク、そして独立した基準の策定に関する検討など、横断的な課題に関する分析結果を次の会議で提示する。 - 残りの課題に関する議論は、その後の会議で行う。
----	--

アジェンダ5．気候関連開示（今回の会議の記事は[こちら](#)）

1. CP の開発（2022 年 3 月会議）

サステナビリティ報告が企業会計分野で注目されているが、公的部門における国際的な指針がないことが課題となっている。

世界銀行は、2022 年 1 月に公表した報告書「Sovereign Climate and Nature Reporting」²²において、IPSASB に対して国際的な公的部門用のサステナビリティ報告の指針の開発に向けてコンサルテーションを行うよう呼びかけた。また、2022 年 3 月の OECD の財務省担当者フォーラム（非公開）でも、サステナビリティ報告に対する強いニーズがあることが示された。

このような動きを受け、IPSASB はサステナビリティ報告を急遽最優先の課題と位置づけて、2022 年 3 月会議で 1 日以上会議時間を費やしてコンサルテーション・ペーパー「公的部門のサステナビリティ報告の推進」²³（以下、CP）の検討及び承認を行った。その後、2022 年 5 月に同 CP を公表し、今後の活動に向けた関係者の意見を求めた。

2. 派生プロジェクト：サステナビリティ・プログラム情報の報告

上述した CP とは別に、IPSASB は短期に成果物を示せるプロジェクトも模索した。現行の IPSASB のガイダンスである、推奨実務ガイドライン（RPG）がサステナビリティ関連の報告に活用できることを示すために、サステナビリティ・プログラム情報の報告のプロジェクトを開始し、2023 年 3 月に成果物である「サステナビリティ・プログラム情報の報告：RPG 第 1 号及び第 3 号の修正」を承認し、2023 年 5 月に公表した。

内容としては、RPG 第 1 号「主体の財政の長期サステナビリティ報告」と第 3 号「サービス業績情報の報告」に、それぞれ適用ガイダンスや設例を追加するものである。RPG 第 1 号及び第 3 号に基づく報告書で、公的部門の主体が行うサステナビリティ・プログラムに関する情報を開示できることを明確化している。

3. ED の開発（2022 年 10 月会議～2024 年 6 月会議）

2022 年 10 月会議から公開草案（ED）開発に向けた議論を開始し、2024 年 9 月会議でサステナビリティ報告基準（SRS）公開草案（ED）第 1 号「気候関連開示」²⁴を承認し、2024 年 10 月に公表した。コメント募集期限は 2025 年 2 月 28 日。

²² 英語原文。 [Sovereign Climate and Nature Reporting : Proposal for a Risks and Opportunities Disclosure Framework \(English\)](#)

²³ 解説記事あり。 [【IPSASB】国際公会計基準審議会（IPSASB）「コンサルテーション・ペーパー「公的部門のサステナビリティ報告の推進」」の解説](#)

²⁴ 解説記事あり。 [【IPSASB】国際公会計基準審議会（IPSASB）サステナビリティ報告基準 公開草案第 1 号「気候関連開示」の解説](#)

4. 最終文書の開発を開始：2025年3月会議

SRS ED 第1号に寄せられたコメントレーターを分析する方法について議論を行った。コメントレーターの分析を行い、主要な論点を分類するに当たり、柔軟性と透明性を確保することが決定された。また、プロジェクトの各段階の進行に合わせて（原則だけでなく）解釈に関する論点も並行して検討することが事務局には指示された。

5. 2025年4月会議

(1) プロジェクトの全体像 (2.2.1)

事務局が SRS ED 第1号「気候関連開示」に関するこれまでの進展と、幅広い関係者から寄せられたコメントレーターが96通にのぼったことを説明した。IPSASBの文書に寄せられたコメントレーターとしてはかなり多い結果であり、幅広い関心を集めたことの証左である。今回の会議では、SRS ED 第1号の各コメント募集事項（SMC）に寄せられたコメントレーターに対する事務局の分析資料（各アジェンダ・ペーパー）について、メンバーから自由な意見を求め、今後の検討課題となる分野横断的なテーマと主要論点を明らかにする。

メンバーからは、アジェンダ・ペーパーに基づいて論点を提起するために与えられた時間が短すぎるので、今後の会議においても論点を提起することが認められるべきであるというコメントがあった。

(2) SMC 2 自身の業務 (2.2.3)

アジェンダ・ペーパーの内容説明は省かれ、SMC 2に寄せられたコメントレーターの分析資料について、メンバーの意見を求めた。メンバーからは次のようなコメントがあった。

- 基準書を「自身の業務」と「公的部門の政策プログラム」の二つに分けることの利点がアジェンダ・ペーパー2.2.3で説明されている。ラウンドテーブルでも出た意見である。基準書を分けることでIFRS S2号に精通している人にとってわかりやすく、整合性を確保しやすいことが挙げられており、今後の議論で検討すべき課題となる。
- コメントが二つある。第1に、範囲に関するコメントにはハイレベルからのものが多く、公的部門の現場の実態を踏まえた実務的なものが少なかった。第2に、情報の「利用者」からのコメントレーターがそれほど多くなかったと思われる。よって、詳細なガイダンスの策定段階に進んだときに、これまで聞いていないことが色々と生じてくる可能性がある。

(3) SMC3 政策プログラムの範囲 (2.2.4)

SMC 3に寄せられたコメントレーターの分析資料について、メンバーからは次のようなコメントがあった。

- 回答者の多くが、対象範囲をもっと広くする必要があると考えていると書かれている。具体的な数値はどうか。→回答者の半数以上を指している。反対と一部反対を加えると54%になる。

(4) SMC 4から SMC 6 定義、戦略、指標と目標 (2.2.5～2.2.7)

SMC 4から SMC 6はまとめて議論され、メンバーからは次のようなコメントがあった。

- 政策の定義はとても難しい問題である。公的部門よりも幅広い、非営利団体や民間部門との連携を必要とする政策もあり得る。そのような場合にどうするのかを明確にしておくべきである。
- 政策の分野では、政府によってガバナンスの問題点が異なる。政策に関与するのが単一の組織や部署ではない場合に、財務報告のアカウンタビリティとガバナンスの体制は単純ではなくなることを認識しておく必要がある。
- これらの三つの SMC には、コメントなしの回答が最も多かった。コメントなしの回答者の種類について分析は行ったのか。提案した内容が実際には有用ではないと判断され、したがって回答がされていない可能性があるのではないかと。→ SMC 3に反対の意見の回答者が、SMC 4から 6に回答していない場合が多い。→ 文化的背景によって、コメントをしない場合の意味が異なることに留意が必要である。

SMC 7から SMC 9の分析資料については、意見が出なかった。

(5) SMC10 その他のコメント (2.2.11)

SMC10 に寄せられたコメントレターの分析結果について、メンバーからは次のようなコメントがあった。

- IPSASB SRS のみを採用し、IPSAS は採用しない主体も想定すべきである。
- 先住民 (indigenous people) について、トレードオフなど、考慮しなければならないことがある。先住民コミュニティは、必ずしも排出量の削減を選択しない場合がある。

2.2.2～2.2.11 に関する事務局 への指示	• IPSASB メンバーが指摘した以下の重要な論点について、コメントレターの内容が、今後の会議資料や最終文書草稿の「結論の根拠」に十分に反映されていることを確認する。 • IFRS S2 号の民間セクター向けのガイダンスとの整合性（特に、コメントレターと地域別ラウンドテーブルで強調された利点に関して） • 気候関連の政策プログラムに関連する、経過措置とトレードオフの決定に関する正当性 • 公的部門関連の記載が占める割合 • IPSAS の採用とは独立して IPSASB SRS を採用することの潜在的な影響 • 特定のコメント募集事項（SMC）への未回答率が高い理由について、更に検討し、潜在的な理由を分析する。
---	--

	IPSASB が受け取ったフィードバックにどのように対応したかについての説明文をまとめ、公表用のフィードバック文書を作成する。
--	---

(6) テーマの分類と、今後の進め方 (2.2.12)

メンバーからは次のようなコメントがあった。

- 基準書の構成を分析すべきである。単一基準にするのか、別々の基準にするのかによって、構成も変わってくる。コメントが複数の付録にまたがる場合には、分析も複雑になる。
- 横断的な論点として、概念的な基盤について検討する必要がある。また、「自身の業務」と「政策プログラム」のつながりや共通点も論点として挙げられる。
- 6月会議に大きな議論が想定されるが、会議までの残り時間が限られているので、6月会議での決定事項は、「暫定的な決定」にした方がよいのではないかと。その後はもう決定事項は覆らないというのは厳しい。→IPSASB に対する信頼を損なうことになるので、暫定的な決定とすることはできない。→6月会議では必ずしも意思決定ができない場合、その後にメンバーだけの会合を開く等、柔軟な対応が必要。

事務局への指示	- 次回（2025年6月）の会議において、単一の基準書を策定するか、又は個別の基準書を策定するかという課題を含む、詳細なプロジェクト計画を提示する。 - 次回の会議において、「自身の業務」に関する原則の論点について分析を提示する。 「政策プログラム」に関する原則の論点については、その後の会議の課題とする。
---------	---

アジェンダ 6. 作業計画コンサルテーション（今回の会議の記事は[こちら](#)）

1. 2025年3月会議

(1) 中間コンサルテーションの流れ (12.2.1)

「2024－2028 戦略及び作業計画」で定めた中間コンサルテーションの流れについて事務局が概説を行った。財務報告プロジェクトの候補一覧に優先順位をつけなくなったことについて、何か説明しないと関係者に誤解が生じるとの意見が出た。

(2) 財務報告プロジェクト (12.2.2)

中間コンサルテーションで提案する主要な財務報告プロジェクトの案について検討した。メンバーからは次のような意見が出た。

- PIR から IPSAS 第 18 号「セグメント別報告」を外したので、こちらで扱うことになる。
- IPSAS 第 21 号も測定に関連で候補に挙がっていたはず
- 公的部門用のプロジェクトを一つは載せるべきではないか → 租税支出が該当する。
- RPG に対する説明が必要。サステナに向かって方向性が変わってきている。

- カテゴリー 1（財務報告）と 2（PIR）の区別が難しい

決定事項	• 指示事項が適切に対応されることを前提として、財務報告のプロジェクト案は適切である。
事務局への指示	• 作業計画中間コンサルテーションの文書を次のように構成する。 ➤ 広範な財務報告・非財務報告・サステナビリティ報告の開発に関して、IPSAS の考え方を示す。 ➤ 過去のコンサルテーションよりも開かれたプロセスにすることで、回答者には IPSASB が検討していなかったプロジェクト案を示唆できるようにするとともに、彼らのニーズに照らすとどのプロジェクトが最も優先されるべきなのかを説明してもらう。 ➤ 議長のメッセージで、作業計画中間コンサルテーションと IPSASB の戦略目標の四つの主要分野との関連性を強調する。 ➤ 財務報告とサステナビリティ報告のプロジェクト候補の一覧を付録として含める。 ➤ 適用後レビュー（PIR）とは何かを説明し、PIR と財務報告プロジェクトの違いを強調する。 ➤ IPSASB の文献（IPSAS、RPG 等）のそれぞれの目的と相関関係を説明する。 ➤ 回答者に対して、何が求められているのか、IPSASB のプロジェクトの優先順位付けの規準をどのように活用すべきかを明確に示す SMC と指示書を作成し、三つの区分のそれぞれにおいてどのプロジェクトが最も優先度が高いのか、そしてなぜ IPSASB がそれらのプロジェクトを引き受けるべきなのかを説明する。 • 関連する IASB プロジェクトの結果に左右される、財務報告プロジェクトの予想開始時期を強調する。 • 「現在の IPSASB 作業計画」の図を更新し、IPSAS と GFSM の関係強化プロジェクトのフェーズ 2 と、重要性プロジェクトのフェーズ 3 を追加する。 • 関係者が優先順位を検討すべき財務報告プロジェクトの一覧に、IPSAS 第 18 号「セグメント別報告」を追加する。 • RPG 第 1 号及び RPG 第 3 号の採用に関する各国の規準設定主体からのフィードバックを分析し、(i) RPG 第 1 号「主体の財政の長期持続可能性に関する報告」に基づいた強制力のあるガイダンスの開発、及び (ii) RPG 第 3 号「サービス業績情報の報告」に基づいた強制力のあるガイダンスの開発プロジェクトを、サステナビリティ報告プロジェクト案の一覧に含める。

(3) 適用後レビュー（PIR）プロジェクト（12.2.3）

中間コンサルテーションで提案する PIR プロジェクトの案について検討した。プロジェクト自体に異論は出なかったが、PIR とは何かについて説明が必要との意見が出た。

決定事項	適用後レビューのプロジェクト候補の一覧は、作業計画コンサルテーションに含めるべきではない。
------	---

(4) サステナビリティ報告プロジェクト（12.2.4）

中間コンサルテーションで提案するサステナビリティ報告プロジェクトの案について検討した。特に異論は出なかった。

決定事項	指示事項が適切に対応されることを前提として、サステナビリティ報告のプロジェクト案は適切である。
------	---

3 日目の会議は、ここで終了し、アジェンダ・ペーパー12.2.5 と 12.2.6 については議論しなかった。

アジェンダ 8. IPSAS 適用グループ（今回の会議の記事は[こちら](#)）

1. 2025 年 3 月会議

(1) IPSASB 適用グループの概説（6.2.1）

IPSASB 適用グループ（IAG）の活動と、その 2025 年の作業計画について説明を受けた。

- IAG の議長は Andrew van der Burgh 氏（IPSASB メンバー、南アフリカ）
- 他の IAG メンバーは 2025 年の第 2 四半期に決める
- 2025 年 2 月時点で、12 の IASB 文書が「IPSAS の改善」の候補として挙げられた
- 金融商品関連が六つ、公的部門の結合と連結が四つ、初度適用が二つである
- 内容が幅広く、数も多いので、3 月、6 月、9 月の 3 回に分けて検討する
- 9 月の会議で公開草案「IPSAS の改善 2025」草稿を検討し、承認する

IAG のメンバーの選定方法について質問があり、様々なバックグラウンドを持つメンバーから選定するとの回答があった。

アジェンダ 9. IPSAS の改善（今回の会議の記事は[こちら](#)）

1. 2025 年 3 月会議

(1) サプライヤー・ファイナンス契約（6.2.2）

IASB が 2023 年 5 月に公表した文書「サプライヤー・ファイナンス契約」（IAS 第 7 号及び IFRS 第 7 号の修正）を、対応する二つの IPSAS に取り込む提案である。IASB 文書と IPSAS の対応関係は下表のとおりで、二つの IPSAS の修正案はアジェンダ・ペーパー6.3.1 に示されている。

IASB 文書	対応する IPSAS
IAS 第7号「キャッシュ・フロー計算書」	IPSAS 第2号「キャッシュ・フロー計算書」
IFRS 第7号「金融商品：開示」	IPSAS 第30号「金融商品：開示」

サプライヤー・ファイナンス契約は、リバース・ファクタリング契約とも言い、仕入先に対する買掛金を、金融機関が立て替えて支払う取引を指す。この契約によって主体は買掛金の支払期限を延ばすこと又は仕入先の求める早期の支払期限までに支払いを行うことが可能になる。

IPSAS 第2号に対する修正は、サプライヤー・ファイナンス契約の特徴を説明し、この種の契約が主体の負債やキャッシュ・フローに及ぼす影響と、主体の流動性リスクへのエクスポージャーに関する情報を開示することを求めている。

IPSAS 第30号に対する修正は、適用指針（AG）と適用ガイダンス（IG）の修正であり、サプライヤー・ファイナンス契約による流動性リスクを明確に扱うことになる。

主なコメントは以下のとおり。

- このような取引は公的部門で一般的なのか？ →調べていないが民間では一般的。
- 予算統制への影響を開示するべき。
- PS ではこの種の取引は不適切。→個別の国の事情と、国際的な視点は切り離すべき。
- 実態調査をしたほうが良い。
- 民間と違う方法をとる理由はない
- SMC を設けて意見を求める。

決定事項	• サプライヤー・ファイナンス契約に関する追加開示を、公開草案に含める。
事務局への指示	• 公的部門ではサプライヤー・ファイナンス契約が一般的に行われているのかについて、特にコメントを求める事項（SMC）を、公開草案に含める。

(2) 金融商品の分類と測定（6.2.3）

IASB が 2024 年 5 月に公表した文書「金融商品の分類及び測定」（IFRS 第9号及び IFRS 第7号の修正）を、対応する二つの IPSAS に取り込む提案である。IASB 文書と IPSAS の対応関係は下表のとおりで、二つの IPSAS の修正案はアジェンダ・ペーパー6.3.2 に示されている。

IASB 文書	対応する IPSAS
IFRS 第9号「金融商品」	IPSAS 第41号「金融商品」
IFRS 第7号「金融商品：開示」	IPSAS 第30号「金融商品：開示」

この修正には、四つの論点が含まれている。

① 金融負債の認識の中止の日付

IPSAS 第 41 号「金融商品」第 35 項は、金融負債の認識の中止時点は、金融負債が消滅した時、すなわち、契約中に特定された義務が免責、取消し、又は失効となった時であると定めている。通常は負債の決済によって義務が免責されることになる。

この修正は、IPSAS 第 41 号第 35 項の原則に対して、電子送金による負債の決済の場合の、例外的な規定を定めるものである。主体が電子送金で負債を決済し、かつ、一定の条件を満たす場合には、決済日（相手方の受取日）よりも前の日付（送金を指図した日）で負債の認識を中止することができる。

② SPPI 要件の評価

近年、環境、社会及びガバナンス（ESG）連動要素及びその他の類似の偶発的特性を含む金融商品が発行されている。この修正は、そのような ESG 指標の達成状況によって金利に影響が生じる金融資産の特性と、金融商品会計基準における SPPI 要件との関係を明確にするものである。

IPSAS 第 41 号「金融商品」第 41 項は、「金融商品の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払いのみであるキャッシュ・フローが所定の日を生じる」かによって、金融資産の分類を判定することを定めている。「元本及び元本残高に対する利息の支払いのみ」であることを略して SPPI という。SPPI 要件を満たす金融資産は、償却原価で測定する。

IPSAS 第 41 号「金融商品」の修正は、ESG 目標の達成等の偶発的な事象に基づいて契約上のキャッシュ・フローの時期や金額が変動する契約条件について、主体は、偶発的な事象の発生確率にかかわらず、契約で定めたシナリオにより生じ得る全てのキャッシュ・フローが、キャッシュ・フローを変更する契約条件のない基本的な融資契約と大幅に異なるかどうかを検討する必要があることを明確にしている。

IPSAS 第 30 号「金融商品：開示」の修正は、基本的な融資のリスクやコストの変動とは直接関連しない偶発事象により、契約上のキャッシュ・フローが変動に晒される金融資産と金融負債について、契約条件の開示を義務付けている。

③ ノンリコース特性と、契約上リンクされた金融商品

IPSAS 第 41 号「金融商品」の修正は、上記の SPPI 要件の評価に関連して AG78 項に例示されていたノンリコース金融商品の例示をより具体的な指針とするものであり、金融資産が「ノンリコース特性」を持つためには、債権者がキャッシュ・フローを受け取る最終的な権利は、契約上、特定の資産によって生み出されるキャッシュ・フローに限定されることを明確にしている。

また、ノンリコース特性を備えた取引と、複数の契約上リンクされた金融商品を使用して、異なる劣後順位を持つ保有者への支払いを優先する取引（つまり、特定のトランシェへの支払いを優先するウォーターフォール支払い構造）との区別を明確にしている。

④ 資本性金融商品への投資に関する開示

IPSAS 第 30 号「金融商品：開示」の修正により、純資産・持分を通じて公正価値で測定する資本制金融商品への投資の、純資産・持分における公正価値の利得・損失の開示を拡大した。期間中に認識が中止された投資からの公正価値の利得・損失は、期末時点で主体がまだ保有している投資からの利得・損失とは別に開示する必要がある。

主なコメントは以下のとおり。

- ・ 設例を、気候より広範な ESG に広げるべき
- ・ 公的部門用にガイダンスを作成しなくても、IPSAS 第 3 号の基準適用のヒエラルキーによって同じ内容を適用できるのではないか。

決定事項	・ 金融商品の分類及び測定に関する修正を公開草案に含める。これには、負債が「履行された（discharge）」とみなされる時点についての追加ガイダンス、契約上のキャッシュ・フローが元本と利息の支払いのみであるかどうかの評価（SPPI 要件）の明確化、純資産・持分における公正価値の累積利得・欠損に関する追加開示などが含まれる。
------	---

(3) IFRS 会計基準の年次改善（第 11 集）に基づく金融商品基準の修正（6.2.4）

IASB が 2024 年 7 月に公表した文書「IFRS 会計基準の年次改善（第 11 集）」の一部を、対応する IPSAS に取り込む提案である。IFRS 年次改善の金融商品に関連する各パートと、IPSAS の対応関係は下表のとおりで、各 IPSAS の修正案はアジェンダ・ペーパー 6.3.3 に示されている。

IFRS 会計基準の年次改善（第 11 集）の内訳	対応する IPSAS
IFRS 第 7 号「金融商品：開示」の修正	IPSAS 第 30 号「金融商品：開示」
IFRS 第 7 号「金融商品：開示」の適用ガイダンスの修正	同上
IFRS 第 9 号「金融商品」	IPSAS 第 41 号「金融商品」

IFRS 第 7 号「金融商品：開示」の修正は、適用指針の修正と適用ガイダンスの修正の二つに分かれているため、金融商品基準関連では三つの改善文書が存在する。内容は、いずれも重大なものではなく校正レベルの修正である。

① IPSAS 第 30 号「金融商品：開示」の修正

AG40 項の IPSAS 第 30 号第 32 項への参照個所を、IPSAS 第 46 号「測定」への参照に修正した。

② IPSAS 第 30 号「金融商品：開示」の適用ガイダンスの修正

IPSAS 第 30 号の適用ガイダンスの「はじめに」のセクションを修正し、必ずしも参照先の本文の全ての要求事項を表しているわけではない旨を明記した。

IPSAS 第 30 号の適用ガイダンスを修正し、IPSAS 第 46 号「測定」によって修正された IPSAS 第 30 号の本文の言い回しを修正した。

③ IPSAS 第 41 号「金融商品」の修正

リース負債の帳簿価額と、その消滅のために支払った対価の差額は、IPSAS 第 41 号の範囲であることを明確化した。

IFRS 第 9 号の当初測定の実務事項を修正し、IPSAS 第 47 号「収益」と整合させた。

事務局提案に、特に異論は出なかった。

決定事項	IPSAS 第 30 号「金融商品：開示」と IPSAS 第 41 号「金融商品」に対する、明確化と校正上の修正を公開草案に含める。
------	--

(4) 自然依存電力を参照する契約（6.2.5）

IASB が 2024 年 12 月に公表した文書「自然依存電力を参照する契約（IFRS 第 9 号及び IFRS 第 7 号の修正）」を、対応する二つの IPSAS に取り込む提案である。IASB 文書と IPSAS の対応関係は下表のとおりで、二つの IPSAS の修正案はアジェンダ・ペーパー 6.3.4 に示されている。

IASB 文書	対応する IPSAS
IFRS 第 9 号「金融商品」	IPSAS 第 41 号「金融商品」
IFRS 第 7 号「金融商品：開示」	IPSAS 第 30 号「金融商品：開示」

① IPSAS 第 41 号「金融商品」の修正

自然依存電力を参照する契約を「電源が制御不能な自然条件に依存しているため、主体を基礎となる電力量の変動にさらず契約」と説明する。この説明には、自然依存電力を購入又は販売する契約や、そのような電力を参照する金融商品も明示的に含まれる。

本文と適用指針を拡張し、自然依存電力契約に自己使用の例外を適用する際の考慮事項を含める。要約すると、追加されたガイダンスでは、主体が過去、現在、及び予想される将来の電力取引に関する合理的かつ裏付けのある情報を合理的な期間（最大 12 か月）にわたって検討し、そのような契約が予想される電力使用量に従って締結されているかどうかを判断することが求められる。

ヘッジ会計の実務事項を改正し、主体が予測電力取引のヘッジにおいて自然依存電力を参照する契約をヘッジ手段として指定できるようにする。新しい実務事項の適用を支援するために、IPSAS 第 41 号に例示も追加する。

② IPSAS 第 30 号「金融商品：開示」の修正

自然依存電力を参照する契約が電力の供給で決済されるか、現金又は他の金融商品で純額決済されるかにかかわらず、そのような契約では、電力の発電源が制御できない自然条件に依存するため、主体は変動性にさらされる。IPSAS 第 30 号の開示規定を修正し、そのような契約が主体の将来のキャッシュ・フローと財務業績にどのような影響を与えるかについて、より高い透明性を求めている。

事務局提案に、特に異論は出なかった。

決定事項	自然依存型電力を参照する契約に関する追加ガイダンスを公開草案に含める。当該追加ガイダンスには、これらの契約の説明、これらの契約が金融商品会計の自己使用の例外を満たす場合、これらの契約をヘッジ手段として指定できる場合、及びこれらの契約に関する開示が含まれる。
事務局への指示	契約上のキャッシュ・フローが元本と利息の支払いのみであるかどうかの評価に関する例を、環境、社会、ガバナンスの目標全般に言及するように修正し、「結論の根拠」でこの変更について説明する。

アジェンダ 10. IPSAS 第 33 号の範囲を限定した改訂（今回の会議の記事は[こちら](#)）

1. ED の開発（2023 年 6 月会議～2024 年 6 月会議）

本プロジェクトは、IPSAS 第 33 号「発生主義国際公会計基準（IPSAS）の初度適用」を改訂し、利用者がより使いやすい内容にすることを目的としている。

2023 年 6 月	プロジェクトの検討を開始。
2023 年 12 月	プロジェクト概要書を承認。
2024 年 3 月	免除規定、適用ガイダンス、基準書の再構成等の論点を検討。
2024 年 6 月	ED 第 91 号「発生主義国際公会計基準（IPSAS）の初度適用」の限定的な範囲の改訂（IPSAS 第 33 号の修正）」 ²⁵ を承認。
2024 年 8 月	ED 第 91 号を公表。

2. 2025 年 3 月会議

(1) 公開草案（ED）第 91 号に寄せられたコメントのレビュー（7.2.1）

ED 第 91 号「「発生主義国際公会計基準（IPSAS）の初度適用」の限定的な範囲の改訂（IPSAS 第 33 号の修正）」に寄せられたコメントレターの概要説明を受けた。二つの SMC（コメント募集

²⁵ [公開草案第 91 号「発生主義 IPSAS の初度適用」の限定的な範囲の改訂（IPSAS 第 33 号の修正）」の解説記事](#)

事項) のどちらも、賛成と部分的に賛成の意見が 90%を占めており、多くの関係者が ED 第 91 号の方向性に賛成していた。メンバーからも特にコメントはなかった。

(2) SMC 1－IPSAS 第 33 号に対する包括的な見直し (7.2.2)

ED 第 91 号の SMC 1 は、IPSAS 第 33 号の包括的な見直しの方向性について五つの項目を質問していた。

- (a) 規範性を有する文章と「結論の根拠」を、トピック別にガイダンスを再構成することによって修正する。
- (b) ガイダンスを修正して、理解可能性を向上させ、重複を減らす。
- (c) 利用可能な免除規定を適用するか適用しないかの選択肢を強調することによって、初度適用主体に IPSAS を段階的にできるだけ早く適用することを奨励するために、関連するガイダンスを修正する。
- (d) IPSAS 第 33 号の理解可能性と適用を支援するために、(特に、適用ガイダンスに) 規範性のないガイダンスを追加する。
- (e) 発生主義 IPSAS へ移行するための、採用前の計画と準備の段階に係る規範性のないガイダンスを追加する。

回答者の 48%が賛成、43%が条件付きの賛成、5%が反対、5%が無回答であった。

SMC 1 には圧倒的な支持が寄せられたので、事務局は SMC 1 で問いかけた(a)から(e)の方向性を変えずに最終文書を開発することを提案した。ただし、次の事項については、回答者からのコメントに基づく修正を行う。

- 例外規定のうち、適正表示と IPSAS 遵守に影響するものと影響しないものの一覧表を追加する。
- AG セクションの詳細な目次を追加する。
- ED 第 91 号の AG54 項が IPSAS 第 32 号を含んでいないことについて分析を行う。
- クラス別かカテゴリー別でどのように AG19 項を適用すべきかのガイダンスを IG (適用ガイダンス) で明確化する。
- 移行期間の長さを IG で明示する。
- 移行期間にわたり、徐々に項目の記録を進めることを認めるべきか、更に分析する。
- IG D.2 項の見積の変更にに関するガイダンスを明確化する。
- ED 第 91 号では削除されていた IPSAS 第 33 号の文章の一部を復活させる。
- ガイダンスの配置について、適宜、変更する。
- 校正と明確化を適宜、進める。

メンバーからの主なコメントは次のとおり。

- 適用グループに寄せられたコメントの扱いはどうなるのか。→持ち帰り検討する
- 例えば有形固定資産について一部は旧基準、一部は新基準を遵守しているような場合の移行財務諸表の扱いが不明で、作成者と監査人で見解が異なる場合がある。
- 事務局提案には全体として賛成として処理。

決定事項	会議中に合意した修正を行うことを条件として、ED 第 91 号の SMC 1 と SMC 2 で提案した IPSAS 第 33 号の修正案に基づいて最終文書を開発すべきである。
事務局への指示	- アジェンダ・ペーパー7.2.2 で提案された修正を最終文書に取り込む。 - 一定の財務諸表項目について、それらの項目に関する情報が入手できるにつれて、認識と測定に関する3年間の免除期間を徐々に適用し得るかを分析する。 - アジェンダ・ペーパー7.2.2 の未検討事項についての提案を行う。 - ED 第 91 号に寄せられたコメントをレビューし、IPSASB 適用グループに回すべきコメントがないか判断する。

(3) SMC 2－IPSAS 第 33 号に「みなし原価」の用語定義を含める (7.2.3)

ED 第 91 号の SMC 2 は、IPSAS 第 46 号「測定」に掲載されているものと同じ「みなし原価」(deemed cost) の用語定義を、IPSAS 第 33 号に含めることを提案していた。回答者の 71% が賛成、19% が条件付きの賛成、5% が反対、5% が無回答であった。

SMC 2 には多くの支持が寄せられたので、事務局は IPSAS 第 33 号にみなし原価の用語定義を含めることを提案した。ただし、コメントの提案に基づき、みなし原価の用語定義の配置を本文第 8 項の途中から末尾に移動し、IPSAS 第 46 号で定義されている旨を追記することを提案している。この修正に合わせて、BC15 項の「IPSAS 第 33 号は IPSAS 第 46 号よりも優先するので」の文言を削除する。

メンバーからは、みなし原価の定義と BC (結論の根拠) や IG (適用ガイダンス) との関係は整合しているのかという質問があり、事務局への指示事項となった。また、当該指示事項への対応を前提として、事務局提案に従って最終文書を作ることになった。

事務局への指示	- アジェンダ・ペーパー7.2.2 で提案された修正を最終文書に取り込む。 - IPSAS 第 46 号「測定」のみなし原価の適用指針に参照する適用ガイダンスの案を作り、これが IPSAS 第 33 号の文脈にどのように適用できるかを検討する。
---------	---

(4) ED 第 91 号で提案する IPSAS (草稿) の番号と表題 (7.2.4)

事務局は本プロジェクトの最終文書となる IPSAS の番号を、従来の IPSAS 第 33 号のままとし、表題の末尾に (2025) を追加することを提案した。IPSAS の初度適用基準は IPSAS 第 33 号、という認識が広く知れ渡っていることが理由である。

メンバーからは賛否両論の様々な意見が出たが、最終的には事務局案と IPSAS 第ゼロ号とする案の2種類の案について投票を行うことになり、事務局提案が賛成多数 (15 名) で決まった。

決定事項	IPSAS 第 33 号という番号は、最終文書でも維持すべきである。
------	--

アジェンダ 11 財務諸表の表示（今回の会議の記事は[こちら](#)）

1. プロジェクト概要書の開発段階（2022 年 12 月～2023 年 9 月）

プロジェクト概要書の開発の詳細については、2024 年 9 月会議以前の報告記事を参照。

ここでは決定事項と事務局への指示事項をまとめて掲載している。

2023 年 6 月会議

決定事項	- 本プロジェクトは、IPSAS 第 1 号「財務諸表の表示」が扱う財務諸表に焦点を当てるべきである。 - 財務諸表の表示に関する新しい IPSAS は、現行の IPSAS 第 1 号に代わるものとして開発すべきである。 - 本プロジェクトには、コンサルテーション・ペーパーの開発段階を設けるべきである。また、当該コンサルテーション・ペーパーには、説明用の公開草案を含める。 - プロジェクト概要書には、以下の論点を含める。 - 概念フレームワークと、財務諸表の表示の整合性 - 予算対実績報告のアカウンタビリティの大切さ、及び本プロジェクトと IPSAS 第 24 号「財務諸表における予算情報の表示」の関係の潜在的な特性や程度 - 政府財政統計との整合性 - IFRS との整合性の適切な程度。特に次の 2 項目 - IAS 第 1 号「財務諸表の表示」における「その他の包括利益 (OCI)」 - 主要財務諸表プロジェクトで開発中の財務業績計算書の段階利益
事務局への指示	- IPSAB のプロジェクトから学ぶべき点について、プロジェクト概要書で説明する。 - IPSAS 第 2 号「キャッシュ・フロー計算書」は本プロジェクトの範囲外であるが、IPSAS 第 2 号に対する修正の可能性についてプロジェクト概要書で説明する。 - IPSAS 第 49 号（草稿）に含まれる定義に関するメンバーからのコメントを、「適用指針」と「結論の根拠」に反映する。 - IPSAS 第 1 号の改廃が IPSAS 第 24 号「財務諸表における予算情報の表示」にどのように影響するのかについて、IPSAS 第 24 号に関する教育セッションを行う。 - プロジェクト概要書で、アカデミック・アドバイザー・グループが公募中の研究結果に言及する。

	その他の IPSASB の討議内容をプロジェクト概要書に反映・修正し、2023 年 9 月会議で提示する。
--	---

2023 年 9 月会議

決定事項	プロジェクト概要書「財務諸表の表示」（草稿）を承認する。
事務局への指示	メンバーが会議中に提起した校正上の指摘をプロジェクト概要書に反映する。

2. 2023 年 12 月会議

(1) 様々な表示アプローチを認める（9.2.1）

事務局は、CP において様々な表示アプローチを認めることを提案した。具体的には、GFS に沿った表示アプローチや、IFRS に沿った表示アプローチを例示することである。

公的部門の主体にとって柔軟性が向上し、財務諸表の利用者にとって、個別の法制度における検討事項に基づいた、より有用な表示を提供することになるとして、様々な表示アプローチを認めることを支持する IPSASB のメンバーが多かった。

決定事項	本プロジェクトの CP フェーズでは、様々な表示アプローチを IPSAS で示すことを探求すべきである。これによって、国・地域の考慮事項に基づいて財務諸表の理解可能性の改善を柔軟に行えるようになることが期待される。
事務局への指示	CP で様々な表示アプローチを探求することについて、フォーカス・グループやラウンドテーブルを通じて利用者の見解と支持を確認する。

(2) CP 草稿 第 1 章：プロジェクトの全体像（9.2.2）

事務局は、CP 草稿の第 1 章「プロジェクトの全体像」について意見を求めた。

決定事項	CP 草稿の第 1 章は、プロジェクトの目的、主要なドライバー、範囲及びプロジェクトを実施する理由を適切に反映している。
事務局への指示	CP 草稿の第 1 章について、IPSASB の議論で生じたコメントを反映して更新する。特に、読みやすくするために第 1 章全体を短くする。

(3) CP 草稿 第 2 章：財務諸表の目的（9.2.3）

事務局は、CP 草稿の第 2 章「財務諸表の目的」について意見を求めた。

決定事項	CP 草稿の第 2 章は、概念フレームワークに基づいて財務諸表の目的を適切に反映している。
事務局への指示	CP 草稿の第 2 章について、IPSASB の議論で生じたコメントを反映して更新する。特に、読みやすくするために第 2 章全体を短くする。

(4) 財務諸表の表示 — ブレークアウト・セッションによる議論

今回の会議では、通常のメンバーによる議論のほかに、小グループに分かれてのブレークアウト・セッションが行われ、メンバー、TA、オブザーバー及び事務局が参加して、財務業績計算書における表示区分及び小計並びに経営者の定義する業績指標の導入について意見を出し合った。

事務局への指示	今後の CP 開発作業において、今回のブレークアウト・セッション中に参加者から得たフィードバックを考慮する。
---------	--

3. 2024 年 3 月会議

(1) 財務諸表の表示—プロジェクト管理 (12.2.1)

事務局は、プロジェクトのこれまでの進捗について説明した。

(2) 全般的な表示の要求事項—定義 (12.2.2)

事務局は、概念フレームワークの用語定義との一貫性を確保するために、現在 IPSAS 第 1 号「財務諸表の表示」で示している財務諸表の構成要素の定義を更新することを提案した。

決定事項	- 財務諸表の構成要素の定義を、新 IPSAS に含める。 - 定義案は、2023 年 10 月改訂版の概念フレームワークの、財務諸表の構成要素のセクションと整合させる。
事務局への指示	- CP に、概念フレームワークの定義に基づいて財務諸表の構成要素の定義を含める。 - 負債に関する財務諸表の構成要素の定義案と他の IPSAS の関係について、修正や追加のガイダンスが必要になるかどうかを検討する。

(3) 全般的な表示の要求事項—比較情報の追加 (12.2.3)

事務局は、本プロジェクトに、追加の比較情報について要求事項を導入することを提案した。

決定事項	過年度に報告した情報が修正再表示によって大きく影響を受ける場合には、比較期間のうち一番早い年度の期首時点の財政状態計算書を開示する要求事項を新 IPSAS に含める。
事務局への指示	CP に、このプロジェクトは「IASB 文書のレビュー及び修正に関する方針書」を適用して開発を行っていることを説明するセクションを設け、IFRS 第 18 号「財務諸表における表示及び開示」から離脱する公的部門特有の理由に関するフィードバックを求める。

(4) 全般的な表示の要求事項—相殺 (12.2.4)

事務局は、相殺に関する全般的な表示の要求事項を IPSAS 第 1 号から引き継ぐことを提案した。

決定事項	IPSAS 第 1 号の現行の相殺規定を引き継ぐ。
------	---

(5) 全般的な表示の要求事項－適正表示と IPSAS 準拠 (12.2.5)

事務局は、「適正表示」と「IPSAS への準拠」に関する全般的な表示の要求事項を IPSAS 第 1 号から引き継ぐことを提案した。

決定事項	現行の IPSAS 第 1 号における「適正表示」と「IPSAS への準拠」に関する開示規定を引き継ぐ。
事務局への指示	IPSAS への準拠の開示には、追加のガイダンスが必要かどうかを検討する。特に、最新版ではない IPSAS を採用している法域について考慮する。

(6) ブレークアウト・グループ・ディスカッション－余剰・欠損ではない収益費用項目の表示

純資産・持分に直接認識している収益・費用項目について、以下の論点を議論した。

- ・ 現行のアプローチの長所と短所は何か？
- ・ これらの取引が現在表示されている表示箇所と方法について透明性を向上させるニーズがあるか？
- ・ これらの収益・費用項目を IFRS や GFS の表示アプローチと整合させることについて IPSASB はどの程度まで探求すべきか？
- ・ 考慮すべきであるその他の表示アプローチはあるか？

4. 2024 年 6 月会議

(1) コンサルテーション・ペーパーと例示用の公開草案の開発 (8.2.1) 及び 財政状態計算書の表示に関する要求事項 (8.2.2)

事務局は、例示用の公開草案を含むコンサルテーション・ペーパー (CP) の開発の手順と概要を説明した。また、財政状態計算書の表示方法に関して、様々な論点の検討に用いたアプローチを説明した。

メンバーからのコメント

- ・ CP 作成に当たり、何を提供するのかを常に念頭において欲しい。また、IFRS 第 18 号と概念フレームワークのどちらを CP では優先的に扱うのか、ここで明確にすべき。
- ・ 例示目的の ED を作成することは良い考え。公的部門特有の問題として、主体がコントロールできない項目の存在があり、関係者はそこに対処されることを期待している。
- ・ 概念と実務が対立するので、例示目的の ED を作成することに賛成。法域間の比較可能性が必ずしも重要ではない。比較可能性に関して、投資家の需要に立ち返るべき。

(2) 資産と負債の分類 (8.2.3)

事務局は、新 IPSAS の要求事項の開発に当たり、次のアプローチを提案した。

- 財政状態計算書の本表上で資産と負債を分類する一般的な方法として、次の二つの方法を提案する。
 - 流動・非流動分類
 - 金融・非金融分類
- 例外的に、流動性の順番による配列を認める。

この提案によって、公的部門の主体は、主体の特徴、地域性、利用者ニーズなどを考慮した表示目的に合わせて、より柔軟に資産・負債を分類することが可能になる。

メンバーからのコメント

- CAG のメンバーの多くは、流動・非流動、金融・非金融、流動性配列から選択できるようにすることを支持していた。
- 金融・非金融の分類は IFRS 第 18 号にはないが、それをメインにすると、比較可能性に問題が生じるのではないか。メインのアプローチと、サブのアプローチに区分すべき。
- 財務諸表の利用者を念頭に置くことが必要。
- 金融商品は契約上の合意しか扱わないので、金融・非金融の分類にすると範囲が狭い。
- PFM 強化の観点から比較可能性は非常に重要なのでメッセージとして盛り込むべき。
- メインとサブに分けることに賛成。金融と非金融の区分をメインにすると、多くの意図しないリスクが生じるので、現行の流動・非流動をメインにすべき。
- 金融・非金融をメインにすると、CP 段階から大きな議論が生じるので、望ましくない。
- 世界的に、どのアプローチが使われているのか、データは存在するのか。
- 現行アプローチを重視しつつ、他のアプローチにも柔軟性を持たせるべき。
- 金融・非金融アプローチを導入したい主体があるので、検討すべき。
- サービスの提供という行政の役割からは、流動・非流動アプローチが有用。

各メンバーが意見を述べた後、挙手による投票が行われた。オプション 1 は流動・非流動分類を義務付けて、注記による補足情報を提供できるようにする方法で、オプション 2 は流動・非流動分類と金融・非金融分類を選択できるようにする方法である。投票結果は、オプション 1 の支持者が 17 名、オプション 2 の支持者が 1 名となった。

決定事項	• 財政状態計算書上で資産と負債を分類する一般的な方法として、IPSAS では流動・非流動アプローチを使用すべきである。
事務局への指示	• 流動性配列アプローチを財政状態計算書の表示に使用する方法を維持すべきかどうかを検討する。 • 金融・非金融アプローチを採用するメリットを CP で説明し、IPSASB はそうではなく流動・非流動アプローチを採用した理由を説明する。

(3) 構成と小計 (8.2.4)

事務局は、財政状態計算書の構成と小計を、IFRS 第 18 号「財務諸表の表示及び開示」に整合させることを提案した。例示目的の公開草案 (IED) は、この提案に基づいて作られているが、財政状態計算書の構成や、小計を具体的に定めるものではない。また、現行の IPSAS 第 1 号「財務諸表の表示」の要求事項を実質的に変更するものではない。

メンバーからはコメントはなかった。

決定事項	- IED では、財政状態計算書の表示構成について、主体が要求される事項は定めない。 - IED では、財政状態計算書における小計を定義すべきではない。
------	---

(4) 資産と負債の表示科目 (8.2.5)

事務局は、「のれん」を追加する以外には、IPSAS 第 1 号「財務諸表の表示」の現行の表示科目を変更しないことを提案した。

メンバーからのコメント

- 新収益基準で定めた移転義務負債と移転権資産が表示項目例に挙がっていない。
- 繰延税金資産・負債は、基準書が無いので表示していない。

決定事項	財政状態計算書の本表に表示すべき具体的な資産・負債の表示科目の一覧は、IFRS 第 18 号「財務諸表の表示及び開示」に整合させる。
事務局への指示	- IPSAS には、重要な場合には財政状態計算書の本表に表示すべき具体的な資産・負債の表示科目の一覧が掲載されるが、主体は、追加の表示科目を表示して財政状態の有用な概要を示すべきであることを、BC で強調すること。 - 財政状態計算書の本表か注記のどちらかで、未収税金の内訳額を表示すべきであると BC で説明する。

(5) 適用ガイダンス： 財務諸表の例示 (8.2.6)

事務局は、例示目的の公開草案において、資産と負債の分類方法が異なる 3 種類の財政状態計算書を例示することを提案した。

メンバーからのコメント

- 付録の財政状態計算書の表示例がかなり詳細で規則主義的な印象を受ける。

決定事項	規範性のない適用ガイダンスのセクションに、流動・非流動分類に基づく財政状態計算書の例を含めるべき。
事務局への指示	財政状態計算書の設例の草稿を再検討し、規則主義的ではなく原則主義的に見えるようにする。個々の表示科目は報告主体に関連性があり

	重要でない場合には財政状態計算書の本表上に表示する必要はないことを明確にする。
--	---

(6) 例示目的の公開草案の開発 (8.2.7)

事務局が、例示目的の公開草案 (IED) の作成方法と様式について説明した。

(7) 例示目的の公開草案—目的 (8.2.8)

事務局は、IED の「目的」のパラグラフを IFRS 第 18 号と整合させるとともに、IPSASB の概念フレームワークとの整合性もはかることを提案した。

メンバーからは特にコメントはなかった。

決定事項	提案された目的のパラグラフを IED に含める。
------	--

(8) 例示目的の公開草案—範囲 (8.2.9)

事務局は、範囲のパラグラフを IFRS 第 18 号と整合させるとともに、公的部門の特色を反映させることを提案した。また、IPSAS 第 1 号の範囲のパラグラフのうち、新 IPSAS にも目的適合かつ有用なパラグラフを引き継ぐことを提案した。

メンバーからのコメント

- IED の第 9 項は IFRS 第 18 号の第 7 項に基づいている。このパラグラフが公的部門にも適用されるかについて検討が必要ではないか。

決定事項	提案された「範囲」のパラグラフを IED に含める。ただし、第 8 項と第 9 項は削除する。
------	---

(9) 例示目的の公開草案—その他の用語定義 (8.2.10)

事務局は、前述したもの以外の用語定義について、IFRS 第 18 号の用語が公的部門用にも適切な場合には使用し、IPSAS 第 1 号の用語定義が適切な場合には引き継ぐことを提案した。

メンバーからのコメント

- 6.2.10 の 6 ページ目の冒頭で営業損益という用語定義を使用している。これは IFRS 第 18 号の定義だが、IPSASB では使用しない。

決定事項	提案されたその他の用語定義を IED に含める。
事務局への指示	予算情報への言及を確認して、IPSAS 第 24 号「財務諸表における予算情報の表示」における表示規定との一貫性を確保する。

(10) 例示目的の公開草案－財務諸表の目的 (8.2.11)

事務局は、財務諸表の目的に関するパラグラフについて、IFRS 第 18 号の記述が公的部門用にも適切な場合には使用し、IPSAS 第 1 号の記述が適切な場合には引き継ぐことを提案した。
メンバーからはコメントはなかった。

決定事項	提案された財務諸表の目的を説明するパラグラフを IED に含める。
------	---

(11) 例示目的の公開草案－財務諸表に関する責任 (8.2.12)

事務局は、財務諸表に関する責任のパラグラフ (IPSAS 第 1 号の第 19 項と第 20 項) について、IPSAS 第 14 号「後発事象」の適用ガイダンスのセクションに移動することを提案した。

メンバーからのコメント

- IPSAS 第 14 号に必要な事項は既に全て記載されており、移動は必要ないと思う。

決定事項	財務諸表に関する責任のパラグラフは、IPSAS 第 1 号に現在表示されているのと同様に IED にも引き継ぐ。
------	--

(12) 例示目的の公開草案－主要財務諸表と注記の役割 (8.2.13)

事務局は、主要財務諸表と注記の役割に関するパラグラフを例示目的の公開草案に含めることを提案した。また、当該パラグラフの内容を、IPSASB の概念フレームワーク、及び IFRS 第 18 号と整合させる。

メンバーからのコメント

- IFRS 第 18 号と整合させると、概念フレームワークと矛盾することにならないか。
- 表示する必要がない項目を示すと、原則の重要性が損なわれてしまう恐れがある。
- 適用指針案を見ると、疑問点が解消されるのではないか。
- 表示項目を変更すると監査に何らかの影響があるか？

決定事項	主要財務諸表と注記の役割を説明しているパラグラフ案を IED に含める。
事務局への指示	財務諸表と注記の役割について、基準書本文を補足する適用指針を確認する。また、IPSAS に準拠した財務諸表で表示する情報の選択について適切なガイダンスが提供されるようにする。

7. 2024 年 9 月会議

(1) CP と IED の開発 (9.2.1)

事務局が本プロジェクトの全体像と進捗について説明した。本プロジェクトは 2025 年 6 月の CP 承認を目指す長期のプロジェクトである。IED の目次を仮置きし、各章（第 1 章から第 6 章ま

である) についてステップ 1 (論点検討)、ステップ 2A (IED 草稿のレビュー)、ステップ 2B (CP 草稿のレビュー)、の 3 段階の作業を行っている。IED の第 1 章「新しい表示基準の開発」は、ステップ 2B まで検討が完了している。今回の 2024 年 9 月会議では、IED の第 2 章「一般的な表示原則」と第 3 章「財政状態計算書」の範囲について、下表の各ステップの検討を行う。

ステップ 1 (論点検討)	ステップ 2A (IED 草稿)	ステップ 2B (CP 草稿)
財務諸表の一般的な要求事項	財務諸表の一般的な要求事項	
	合算と分解	
	財政状態計算書	財政状態計算書

(2) CP 草稿—財政状態計算書 (9.2.2)

アジェンダ・ペーパーの 9.3.1 は CP 草稿の一部であり、序章「プロジェクトの概要」、第 1 章「新しい表示基準の開発」、第 3 章「財政状態計算書」の 3 章が含まれている。

うち、序章と第 1 章については 2023 年 12 月の会議で初稿をレビューし、その結果を踏まえて簡潔な内容に修正されている。

今回初めて示された第 3 章「財政状態計算書」の草稿には、2024 年 6 月の会議における財政状態計算書に関する論点の検討結果が反映され、以下の三つの論点について IPSASB の見解を示している。

第 3 章の論点	IPSASB の見解
資産と負債の分類	流動・非流動の分類を採用する。 流動性配列法を例外的に認める。 カナダ等で行われている金融・非金融の分類は認めない。
小計の表示	小計について具体的な規定は定めない。
勘定科目の表示	IPSAS 第 1 号が現在求めている表示科目を引き続き定める。 ただし、「のれん」は他の無形資産とは区分表示する。

事務局は CP 草稿の第 3 章についてメンバーのコメントを求めた。

メンバーからの主なコメントは以下のとおり。

- ・ 図 1 の純資産の部の記載がおかしい。
- ・ 図 3 の記載項目が不足している。
- ・ 第 3.16 項で財務／非財務アプローチを紹介しているが、他にアプローチがないように読めるのでもっと広範に記載すべき。
- ・ 第 3.21 項で「現在は資産負債を金融／非金融に分類する普遍的な規準又は定義はない」とあるが、正しくない。金融商品基準から定義できるのではないか。
- ・ 第 3.22 項の 2 文目の記載をマイルドにするべき。
- ・ 表 3 の記載項目が不足している。
- ・ 脚注 18 の文章については審議済みか。→今後議論する。
- ・ 第 3.33 項について、小計は柔軟に設けることができるのか。
- ・ 有形天然資源についても資産例として記載すべき。

- 第 3.34 項から 3.37 項で、純負債の表示ができないことが欠点である、と書かれているが、実現は困難だが努力すればできるので記載を変更すべき

決定事項	- 財政状態計算書に関する CP 草稿の第 3 章は、IPSASB のこれまでの議論を適切に反映している。 - CP には、本プロジェクト現段階（フェーズ 1）で IPSASB が検討した主要な各論点について、予備的見解（PV）をその論拠の説明文とともに示すべきである。
事務局への指示	特定の状況下で第三の財政状態計算書の表示を要求する提案について、CP に SMC を設ける。

(3) 例示目的の公開草案（IED）草稿の開発（9.2.3）

事務局は IED の草稿の開発状況について説明した。

アジェンダ・ペーパーの 9.3.2 は作成中の IED 草稿である。うち、「財務諸表の一般的な要求事項」「合算と分解」「財政状態計算書」の三つのセクションが今回の検討対象である。各セクションは、IPSASB の「IASB 文書に関する方針書」に従い、IFRS 第 18 号「財務諸表における表示及び開示」をベースに、IPSAS 第 1 号「財務諸表の表示」の公的部門の主体用の規定を適宜追加する形式で作られている。

決定事項	IED は、CP の予備的見解に基づいて、提案された原則と要求事項がどのようになるのかを示すことに重点を置くべきである。「結論の根拠」のセクションは、CP の文章と、関係者のインプットを踏まえた IPSASB の見解に基づいて、本プロジェクトのフェーズ 2 で策定する。
------	---

(4) 例示目的の公開草案（IED）－財務諸表の一般的な要求事項（9.2.4）

IED 草稿の「財務諸表の一般的な要求事項」のセクションについて検討を行った。

メンバーからの主なコメントは以下のとおり。

- 第 55 項から第 57 項で、報告期間と報告日の記載に一貫性が必要ではないか。
- 第 65 項で、第三の財政状態計算書を要求しているのは現状の実務が変わることを意味するので強調が必要。AG26 項の記載との一貫性も必要。
- AG27 項には公的部門としての記載が欠けている。

決定事項	「財務諸表の一般的な要求事項」のセクションは、事務局の提案した文案に基づき、IED へ取り込むべきである。
------	---

(5) 例示目的の公開草案（IED）－合算と分解の原則（9.2.5）

IED 草稿の「合算と分解」の原則に関するセクションについて検討を行った。

メンバーからの主なコメントは以下のとおり。

- AG35 項で、公的部門の現在価値の記載が 2 種類ある点が考慮されていない。

決定事項	「合算と分解」のセクションは、事務局の提案した文案に基づき、IED へ取り込むべきである。
------	---

(6) 例示目的の公開草案 (IED) — 財政状態計算書 (9.2.6)

IED 草稿の「財政状態計算書」に関するセクションについて検討を行った。

メンバーからの主なコメントは以下のとおり。

- 第 132 項で、移転費用、移転収益に言及する必要はない。削除した方がよい。
- 第 130 項の表示科目のリストに、IPSAS 第 47 号の収益項目や IPSAS 第 48 号の移転費用項目を追加してはどうか。
- AG103 項の流動性配列法に関する記載で、金融機関の記載が公的部門の主体に置き換わっているがよいのか。
- AG109 項で、流動負債の分類について通常の営業サイクルを採用している場合の記述があるが、政府の負債の場合について掘り下げた記載が欲しい。

決定事項	「財政状態計算書」の表示原則に関するセクションは、文案どおりに IED へ取り込むべきである。
------	---

(7) 財政状態計算書—流動性配列法 (9.2.7)

事務局は、財政状態計算書の表示方法として、IPSAS 第 1 号や IFRS 第 18 号と同様に、流動性配列法を例外的に認めることを提案した。

メンバーからの主なコメントは以下のとおり。

- 流動性配列法を維持する提案に賛成。
- 政府全体報告の場合、流動性配列法は非常に効果的な場合がある。
- IFRS と可能な限り整合させるべきである。

決定事項	流動性配列法と、財政状態計算書の表示に関する混合表示アプローチは、IPSAS 第 1 号「財務諸表の表示」と整合するように、IED でも保持すべきである。
事務局への指示	CP の第 3 章において、流動性配列法と混合表示アプローチを財務諸表の表示方法として維持する根拠を強調し説明する。

8. 2024 年 12 月会議

(1) プロジェクトの全体像と次のステップ (7.2.1)

事務局がプロジェクトの全体像と、進捗状況を説明した。CP の承認は 2025 年 9 月会議を予定しているので、今回を含めて 4 回の会議で CP と IED を完成させる必要がある。

(2) 財務業績計算書における区分 (7.2.2)

事務局は、次の事項を提案した。

- 財務業績計算書上で、収益と費用を区分表示することを求める。そうすることで、財務諸表の利用者は財務業績情報をより理解でき分析できる。
- IFRS 第 18 号とその表示区分に整合させる。そうすることで、公的部門の主体が各区分の目的、意図、構成を理解できるようにする。

決定事項	- 収益項目と費用項目を「余剰又は欠損」に区分することが概念上は有用である。そうすることで、財務諸表の利用者が財務業績情報を理解し、分析し、比較できるようになる。 - 財務情報の主な利用者は様々であり、公的部門の主体の財務情報の比較可能性にも主な利用者次第で様々なニーズがある。この IPSASB の見解を CP で説明すること。
事務局への指示	報告主体とその利用者の例、及び表示の要求事項の考え方を検討し、公的部門の財務業績報告書に区分を導入する方法について熟慮する。

(3) 財務業績計算書における合計と小計 (7.2.3)

事務局は、次の事項を提案した。

- 財務業績計算書上で、「余剰又は欠損」の合計を表示することを求める。IPSAS 第 1 号「財務諸表の表示」で要求されている内容と同様である。これは主体の全体的な財務業績を示す有用な指標であり、IFRS 第 18 号とも整合している。
- 「事業余剰又は欠損 (operating surplus or deficit)」と、「財務前余剰又は欠損 (surplus or deficit before financing)」の二つの新しい小計を定義し表示することを求める。IFRS 第 18 号に基づき、公的部門用の調整を加えたものになる。
- IFRS 第 18 号と同様に、一定の要件を満たす場合には小計を主体の任意で追加することを認める。

この議題については、前項の決定事項に記載した「余剰又は欠損」の区分表示を除き、否定的な意見もあり、結論はまとまらなかった。

(4) ブレークアウト・セッション (7.2.4)

IPSASB のボードメンバー、テクニカル・アドバイザー、オブザーバーが参加して、約 10 名ずつの小グループに分かれてブレークアウト・セッションが行われた。終了後、各グループの代表が発表を行い、その内容に基づいて事務局への指示が下された。

議題は次の 2 項目であった。

議題 A :	財務諸表の「余剰又は欠損」外に認識される収益・費用について、透明性を向上させるとともに、コミュニケーションを改善する必要があるか。
議題 B :	議題 A に同意する場合、当該収益・費用の配置と、定義をどうするべきか。

事務局への指示	- IASB がどの収益・費用項目を損益外で認識するかを決定した方法を確認する。当該決定は、IPSASB の「余剰又は欠損」外で認識される収益・費用項目に関する決定の基礎となったからである。 - 次の(A)(B)について、それぞれの利点と欠点を評価する。 (A) コミュニケーションを改善するために、IPSAS 第 1 号「財務諸表の表示」の要求事項を強化して維持すること、及び (B) 透明性を高め、コミュニケーションを改善するために、「余剰又は欠損」外の収益・費用を説明するために提案された用語を使用して、IFRS 第 18 号「財務諸表における表示及び開示」の要求事項に合わせる。
---------	--

9. 2025 年 3 月会議

(1) 財政状態計算書における収益と費用の区分 (10.2.1)

アジェンダ・ペーパー11.3.1 の CP 第 4 章「財務業績計算書」の草稿について検討を行い、ページ毎のレビューも実施した。

メンバーからは様々な意見が出た。

- 効率性と有効性の表示を考えると、財務・非財務の区分を認めるべき
- 事業、投資、財務の区分はそんなに簡単ではなく、金融商品は特に難しい。
- Capital transfer はどの区分になるのか？もっと明確化が必要。
- 新しい区分によってどうなるのかを関係者に正しく伝えることが必要。
- IPSAS 第 24 号で予算との調整は行っているので重複があるのでは。
- ディスクレマーについて、アウトカムが大幅に変更になった旨を記載して欲しい。
- 公的部門における財務業績の定義を重視するべき。一方で IFRS との整合方針も重要。
- 将来のサービス提供に対する投資と資金調達的重要性を考慮すべき。
- IFRS 整合性の方針書と異なる指摘が多いことが実態。IFRS 以外の枠組みとの関係についても補足文書で明確化が必要である。
- IFRS 第 18 号の適用可能性について関係者に CP で確認してはどうか。
- CP 草稿における区分案は、どう公的部門に有用なのかがあまり強調されていない。
- GFS に関する言及を含めるべき
- タスクフォースは何か苦勞した点があるか。→特に変わった論点はない。
- CP では三つの選択肢を示すべき。

また、収益と費用の区分について、予備的見解の案を検討した。

予備的見解

IPSASB の予備的見解は、IFRS 第 18 号 に沿って、余剰又は欠損として認識された収益項目及び費用項目を財務業績計算書において区分表示することを主体に要求することである。

IPSASB の予備的見解に同意するか。

同意しない場合、その理由を、どのように変更すべきかを明確に述べて示されたい。

表示区分を作ることに賛成意見が多数であったが、具体的な中身で意見が分かれた。

IFRS 第 18 号ベースの区分とすることかどうかについて意見が分かれたので投票を行ったところ、13 名が賛成、公的部門特有のカテゴリーを支持する者が 3 名、GFS ベースを支持する者は 2 名という結果であった。

決定事項	CP の第 4 章では、公的部門の主体にとって十分に広範で、有用かつ適用可能であり、国際的なコンセンサスを得られるような、公的部門特有の区分を何種類か特定することには、包括的な課題があることを認識すべきである。
事務局への指示	- CP 第 4 章の草稿には、財務業績計算書上で余剰又は欠損として認識される収益・費用項目を分類するための GFS に整合するアプローチの選択肢を含める。 - 第 4 章の草稿を修正してメンバーのコメントを反映し、アプローチ案に関する IPSASB の議論を反映するように説明文を修正する。 - 区分については IFRS 第 18 号と整合させるという暫定的な見解を踏まえ、主要な事業活動及び財務諸表項目に関する IFRS 第 18 号のガイダンスが財務業績計算書に適切であるかどうかを検討する。 - CP の付録として、IPSASB の概念フレームワークの関連する部分の抜粋を付ける。

(2) 余剰又は欠損ではないものとして認識した収益と費用の表示 (10.2.2)

アジェンダ・ペーパー 11.3.2 の CP 第 5 章「純資産・持分変動計算書」の草稿について検討を行った。また、二つの予備的見解の案を検討した。

予備的見解

IPSASB の予備的見解は、純資産・持分変動計算書に余剰又は欠損ではないものとして認識された収益項目及び費用項目を表示する IPSAS 第 1 号 の要求事項を維持・強化することである。

IPSASB の予備的見解に同意するか。

同意しない場合、その理由を、どのように変更すべきかを明確に述べて示されたい。

予備的見解

IPSASB の予備的見解は、純資産・持分変動計算書上の余剰又は欠損ではないものとして認識される収益項目及び費用項目を指すために「その他の財務業績」という用語を使用し、さら

参考情報その 2

に、余剰又は欠損とその他の財務業績の合計を指すために「総財務業績」を使用することである。

IPSASB の予備的見解に同意するか。

同意しない場合、その理由を、どのように変更すべきかを明確に述べて示されたい。

決定事項	IPSASB が IPSAS 第 1 号の表示の要求事項を維持・強化するための予備的見解を最終決定する場合、余剰又は欠損の外で認識される収益・費用項目を指す新しい用語を導入するのではなく、注記開示に含めるべき追加情報を共有するよう回答者に求めるべきである。
事務局への指示	CP 第 5 章の草稿を修正してメンバーのコメントを反映し、アプローチ案に関する IPSASB の議論を反映するように説明文を修正する。

以 上